

第3期高知市 子ども・子育て支援事業計画

素案

(序論・本論・量の見込みと確保方策)

令和7年3月

高知市

はじめに

令和7年3月

〇〇〇〇

目 次

I 序論

1 計画策定の背景	3
2 高知市における子どもと子育てを取り巻く現状	4
3 計画策定の目的	15
4 計画の位置づけ	15
5 計画の期間	17
6 計画の策定体制	18
7 計画の点検・評価	18

II 本論

1 現状と課題	21
2 基本理念	26
3 基本方針	27
4 施策体系	28
5 重点施策	29

III 各論

1 子どもの誕生と健やかな成長への支援の充実	33
2 幼児期における教育・保育の充実	33
3 子育てしやすい環境の整備	33
4 専門的な知識及び技術を要する支援の充実	33
5 子どもの心身の健やかな成長に資する教育とその環境整備	33
6 量の見込みと確保方策	33
7 子どもの貧困対策に関する指標	33

IV 資料編

1 高知市子ども・子育て支援会議答申	67
2 高知市子ども・子育て支援会議委員名簿	67
3 計画策定経過	67
4 高知市子ども・子育て支援会議条例	67

I 序論

1 計画策定の背景

我が国においては、これまで子育て支援社会の構築を目指し、様々な対策を行ってきましたが、少子化の進行を食い止めるまでには至っていません。逆に、少子化の急速な進行により、家族・地域・雇用環境など子ども・子育てを取り巻く環境が変化し、子育ての孤立感や負担感の増加、家庭や地域における子育て力・教育力の低下などの課題が見られました。

これらの課題を解決していくため、「子ども・子育て関連3法」が平成24年に制定されました。これらの法律に基づき、社会全体で子どもの健やかな成長や子育てを支援するための新たな仕組みを構築し、幼児期における質の高い学校教育・保育の総合的な提供、保育の量的拡大、地域の子ども・子育て支援の充実を推進していく「子ども・子育て支援新制度」が平成27年から始まりしました。

新制度において、5年間の計画期間における幼児期の学校教育・保育・地域の子育て支援についての需給計画として「市町村子ども・子育て支援事業計画」の策定が義務づけられました。

その後、日本国憲法及び児童の権利に関する条約（子どもの権利条約）の精神にのっとり、全ての子ども・若者が将来にわたって幸せな生活ができる社会、いわゆる「こどもまんなか社会」を実現するため、令和5年に「こども基本法」が施行されました。そして、子ども施策を総合的に推進するために、子ども施策に関する基本的な方針や重要事項を定めた「こども大綱」が策定され、子どもや若者の最善の利益を第一に考え、子どもや若者、子育て当事者等の意見を取り入れながら、子ども施策を推進していくこととしています。

※「こどもまんなか社会」とは

次代の社会を担う全ての子どもが、生涯にわたる人格形成の基礎を築き、自立した個人として等しく健やかに成長し、子どもの心身の状況、置かれている環境等にかかわらず、その権利の擁護が図られ、将来にわたって幸福な生活を送ることができる社会

■こども基本法に定められた6つの基本理念

 **こども施策は、⑥つの基本理念をもとに行われます。**

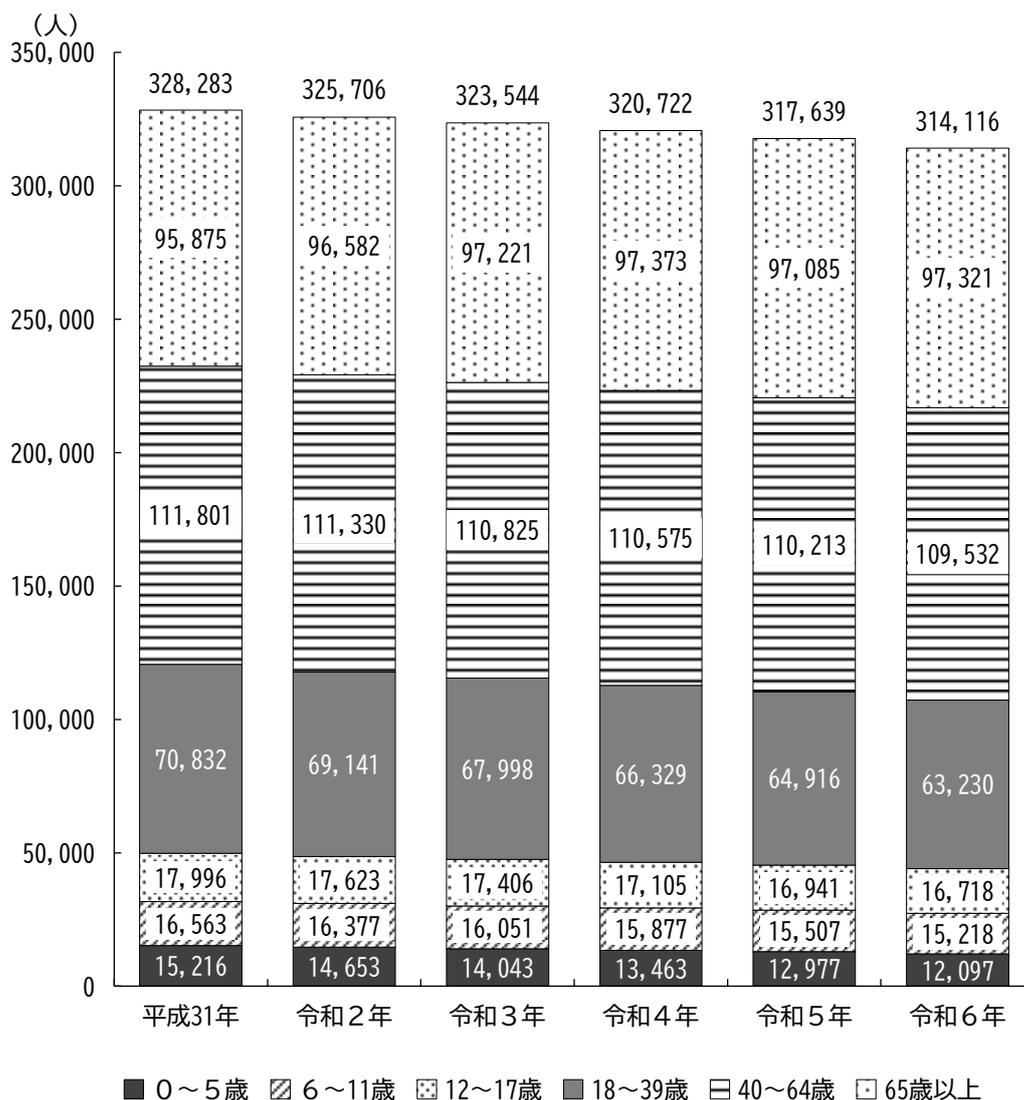
<p>1</p> <p>すべてのこどもは大切にされ、基本的な人権が守られ、差別されないこと。</p>	<p>2</p> <p>すべてのこどもは、大事に育てられ、生活が守られ、愛され、保護される権利が守られ、平等に教育を受けられること。</p>	<p>3</p> <p>年齢や発達の種類により、自分に直接関係することに意見を言えたり、社会のさまざまな活動に参加できること。</p>
<p>4</p> <p>すべてのこどもは年齢や発達の程度に応じて、意見が尊重され、こどもの今とこれらにとって最もよいことが優先して考えられること。</p>	<p>5</p> <p>子育ては家庭を基本としながら、そのサポートが十分に行われ、家庭で育つことが難しいこどもも、家庭と同様の環境が確保されること。</p>	<p>6</p> <p>家庭や子育てに夢を持ち、喜びを感じられる社会をつくること。</p>

2 高知市における子どもと子育てを取り巻く現状

(1) 人口の推移

人口の推移をみると、総人口は減少が続いており、平成31年は328,283人でしたが、令和6年には314,116人となっています。年齢区分別にみると、「65歳以上」を除く全ての年齢区分で減少が続いており、特に「0～5歳」は、平成31年の15,216人から令和6年は12,097人と、3,119人の減少で、20.5%の減少となっています。

■人口の推移

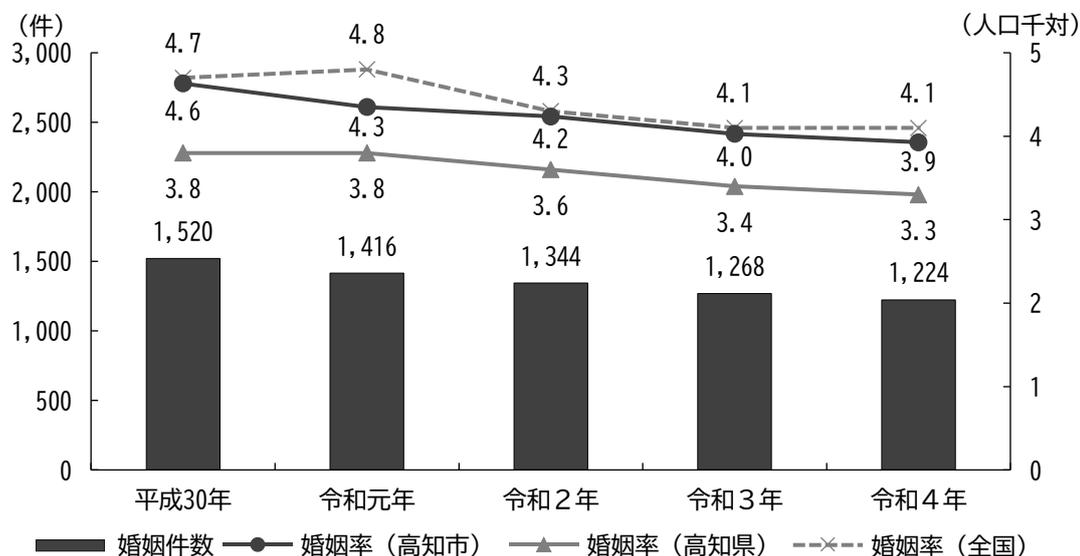


資料：住民基本台帳人口（各年4月1日現在）

(2) 婚姻の動向

婚姻件数をみると、平成30年の1,520件から減少が続き、令和4年は1,224件となっています。また、本市の婚姻率は低下が続いており、高知県は上回っていますが、全国を下回って推移しています。

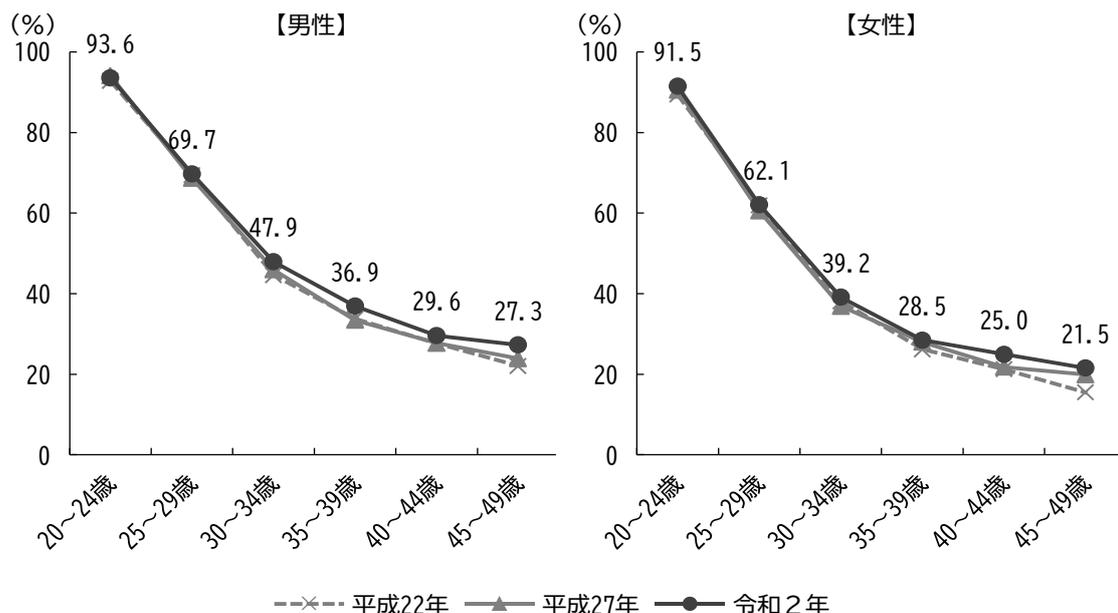
■高知市における婚姻件数の推移と婚姻率の全国・高知県との比較



※ 「婚姻率」について・・・人口千人に対する婚姻件数の割合のことをいいます。
資料：人口動態調査（厚生労働省），高知市の婚姻率は高知市HPの「日本人人口（各年10月1日現在）」を基に算出

未婚率の推移をみると、平成22年からの10年間で、男性は30歳代前半以降で、女性は40歳代で上昇しています。

■未婚率の推移

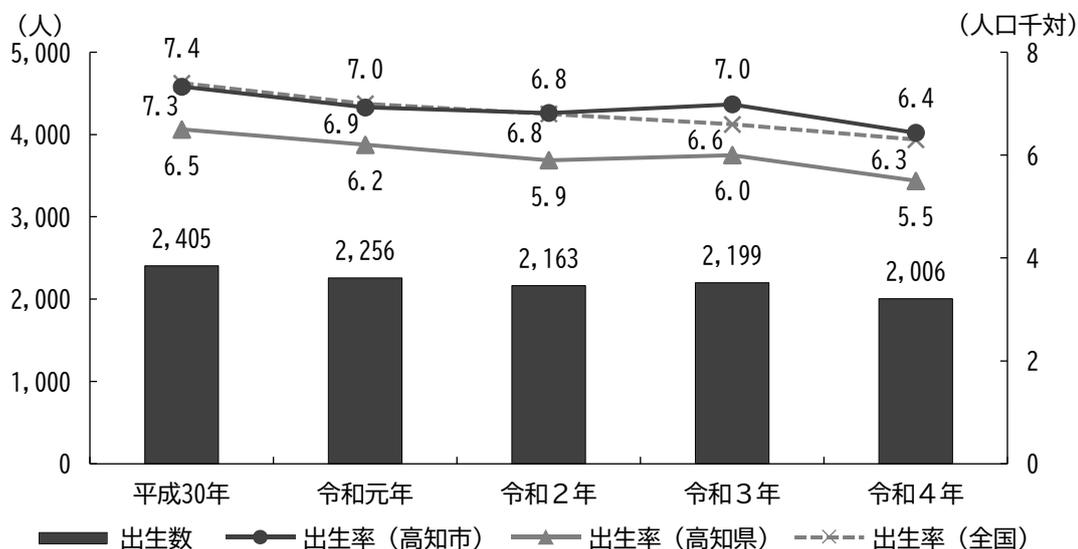


※ 「未婚率」について・・・各年齢区分ごとの人口に対する未婚者数の割合をいいます。
資料：国勢調査（各年10月1日現在）

(3) 出生の動向

出生数をみると、平成30年の2,405人から減少傾向となっており、令和4年は2,006人となっています。また、本市の出生率は低下傾向であり、高知県は上回っていますが、全国と同程度で推移しています。

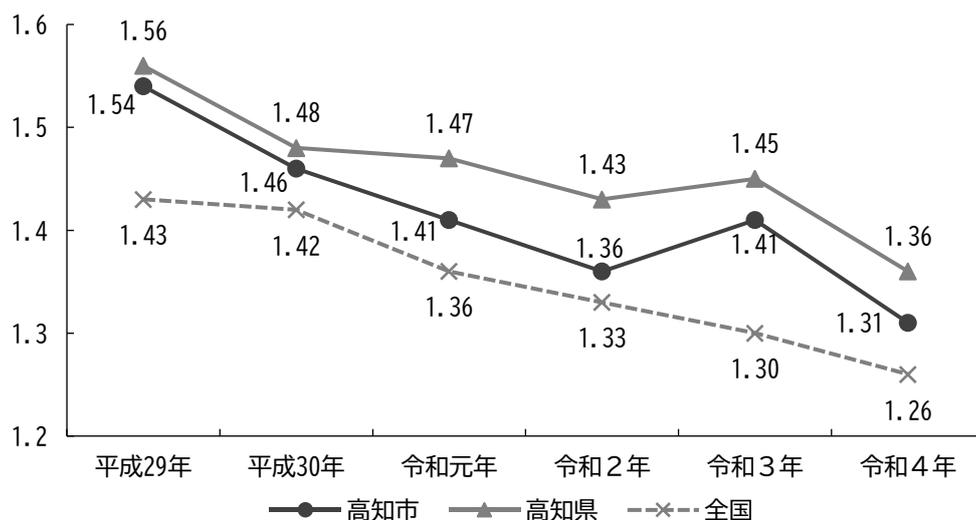
■高知市における出生数の推移と出生率の全国・高知県との比較



資料：人口動態調査（厚生労働省），高知市の出生率は高知市HPの「日本人人口（各年10月1日現在）」を基に算出

合計特殊出生率をみると、本市は平成29年の1.54から低下が続いており、令和3年には上昇しましたが、令和4年は再び低下し1.31となっています。また、全国は上回っていますが、高知県を下回って推移しています。

■合計特殊出生率の推移



※ 「合計特殊出生率」について

一人の女性が一生の間に出産する子どもの人数。

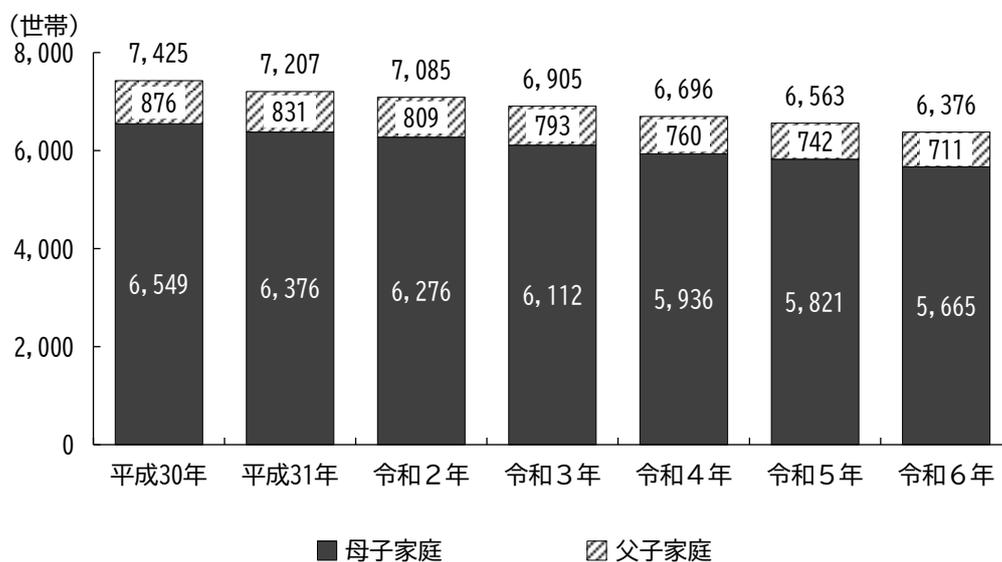
15～49歳までの女性の年齢別出生率を合計した人口統計の指標。

資料：令和5年度版 高知市保健所概要，高知県及び全国の令和4年は「人口動態調査」（厚生労働省）

(4) ひとり親家庭の状況

ひとり親家庭の世帯数をみると、平成30年の7,425世帯から減少が続いており、令和6年は6,376世帯となっています。また、ひとり親家庭の内訳は、各年とも母子家庭が9割近くを占めています。

■ 母子家庭・父子家庭の世帯数

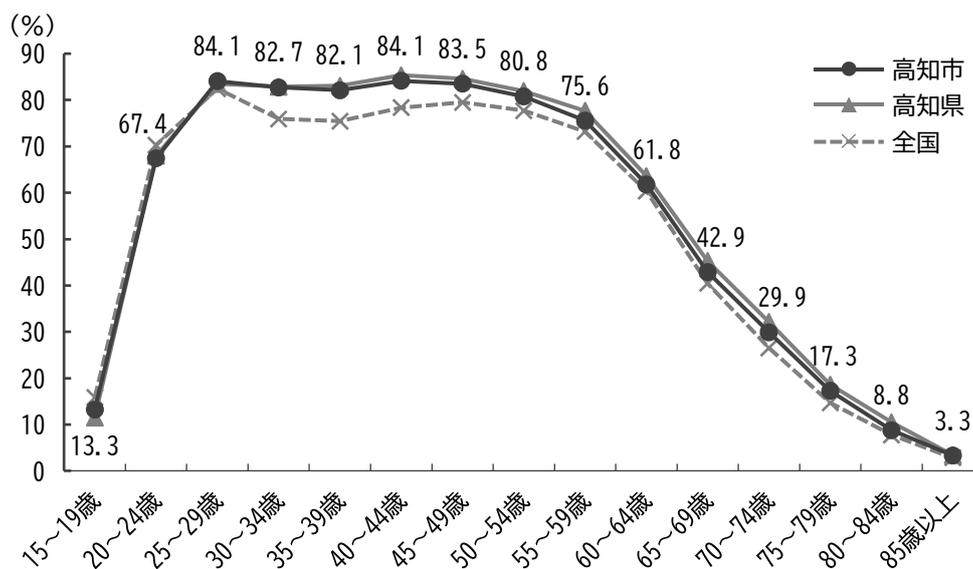


資料：高知市福祉事務所「高知市の福祉行政」（各年4月1日現在の推計値）

(5) 女性の就業状況

女性の年齢階層別就業率をみると、30歳代はその前後と比較してやや低くなっていますが、出産や育児に伴う離職などにより就業率が下がる、いわゆる「M字カーブ」は見られず、共働き率が高いことが分かります。また、高知県、全国と比較すると、おおむね高知県と同程度であり、30歳代から40歳代にかけては、全国を上回っています。

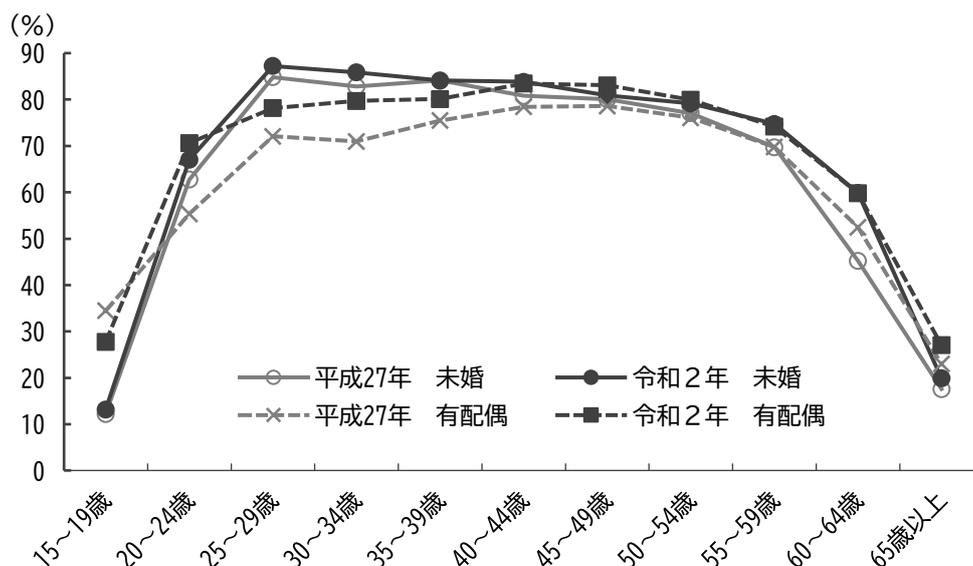
■女性の年齢階層別就業者率の比較



資料：令和2年国勢調査

女性の未婚・有配偶別就業率をみると、令和2年は25～29歳から35～39歳で有配偶の就業率は未婚の就業率を下回っていますが、平成27年と比較するといずれも上昇しています。

■女性の未婚・有配偶別就業率



※「有配偶」は、配偶者のある人のことをいいます。

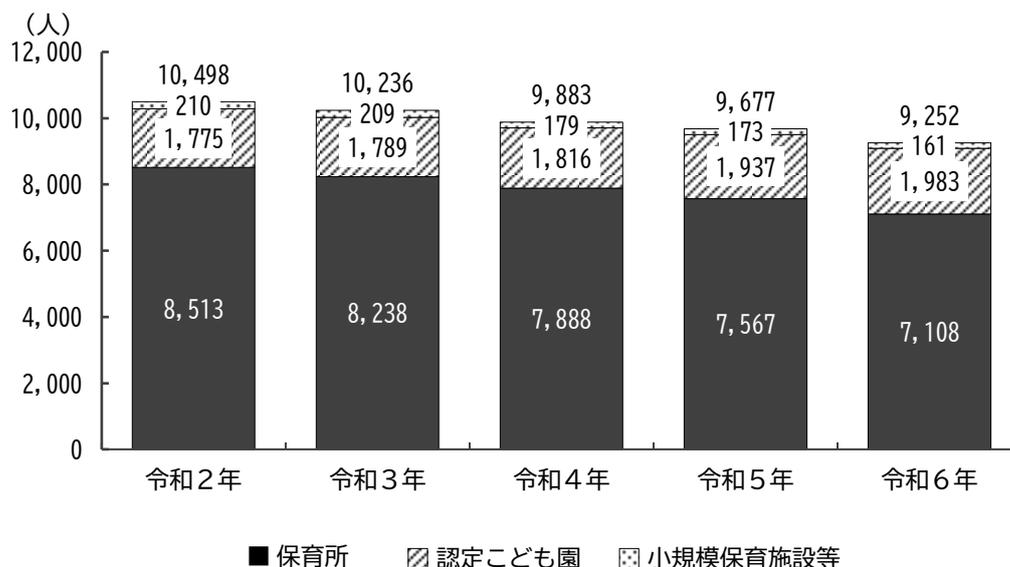
資料：国勢調査（各年10月1日現在）

(6) 乳幼児期の教育・保育施設等の状況

本市の子どもの保育所等（保育所、認定こども園、小規模保育施設等）への入所状況をみると、総数は令和2年の10,498人から減少が続いており、令和6年は9,252人となっています。

また、施設種類別には、幼稚園が認定こども園へ移行したことに伴い、認定こども園の入園児数は増加傾向にありますが、保育所と小規模保育施設等は減少が続いています。

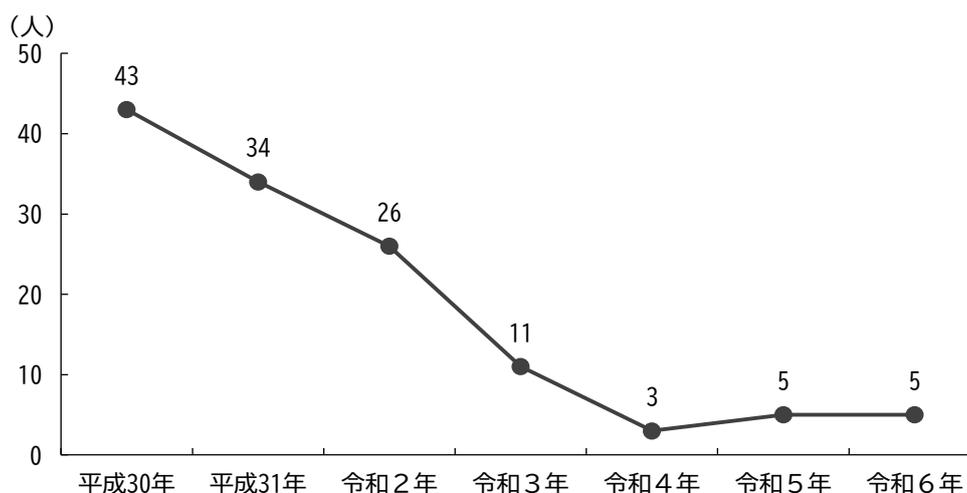
■施設種類別保育所等入所状況の推移（2号・3号認定）



資料：高知市保育幼稚園課（各年4月1日現在）

保育所等の2・3号認定の待機児童数をみると、平成30年の43人から減少が続き、令和4年以降は、解消されつつあります。

■保育所等待機児童数の推移

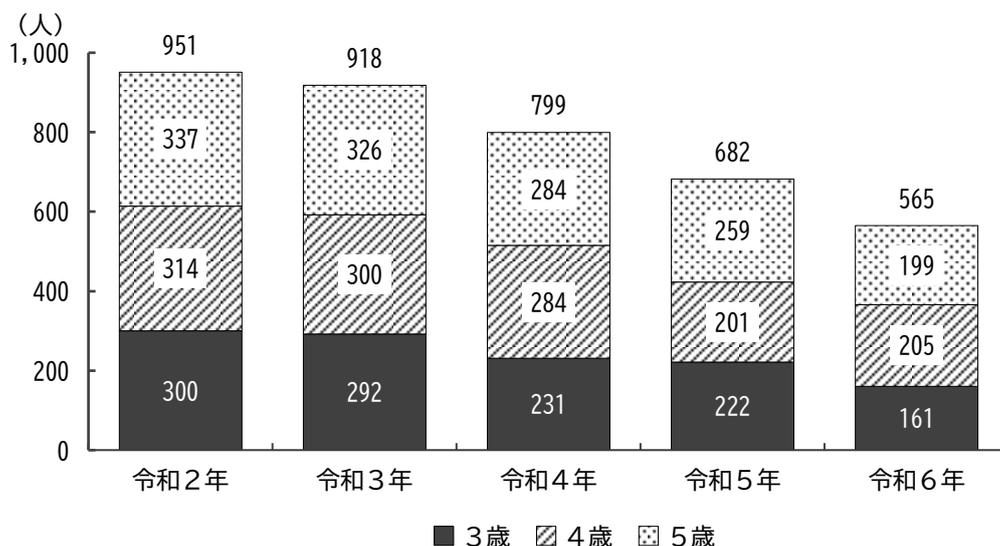


資料：高知市統計（各年4月1日現在）

※ 「教育・保育施設等」への入所・入園には以下の「教育・保育給付認定」を受ける必要があります。
 1号認定：小学校就学前の満3歳以上の子どもで幼児期の教育を希望する
 2号認定：小学校就学前の満3歳以上の子どもで保育の必要性がある
 3号認定：満3歳未満の子どもで保育の必要性がある

1号認定の子どもの幼稚園等（幼稚園，認定こども園）への入園状況をみると，入園児数は減少が続いています。

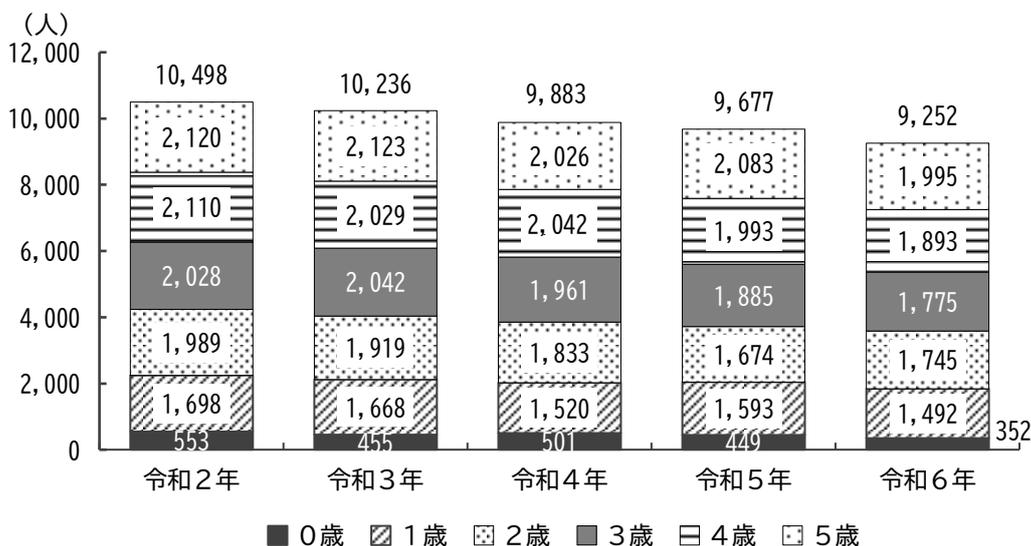
■年齢別幼稚園等入園状況の推移（1号認定）



資料：高知市保育幼稚園課（各年4月1日現在）

年齢別保育所等の入所状況をみると，年齢毎に増減はありますが，全体として減少傾向で推移しています。

■年齢別保育所等入所状況の推移（2号・3号認定の子ども）

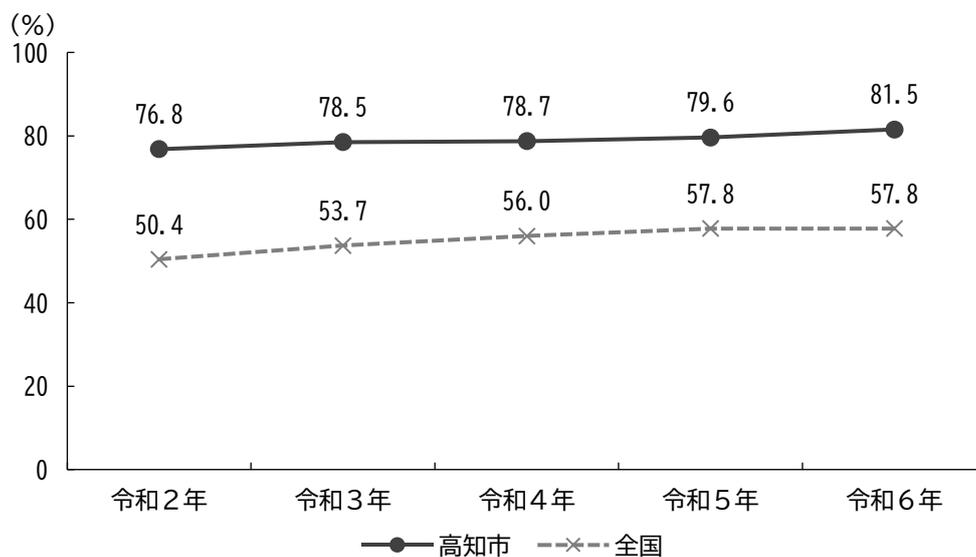


資料：高知市保育幼稚園課（各年4月1日現在）

※ 「教育・保育施設等」への入所・入園には以下の「教育・保育給付認定」を受ける必要があります。
 1号認定：小学校就学前の満3歳以上の子どもで幼児期の教育を希望する
 2号認定：小学校就学前の満3歳以上の子どもで保育の必要性がある
 3号認定：満3歳未満の子どもで保育の必要性がある

1・2歳児の利用率をみると、本市の利用率は年々微増しており、全国を大きく上回っています。

■ 1・2歳児利用率の全国との比較



資料：高知市保育幼稚園課（各年4月1日現在）、
全国は「保育所等関連状況取りまとめ（令和5年4月1日）」（こども家庭庁）

(7) 子育て支援サービスの状況

①一時預かり事業

一時預かり事業は、幼稚園型を市内29施設、幼稚園型以外では一般型を市内8施設、余裕活用型を市内20施設で実施しています。月平均利用人員は減少傾向です。

■一時預かり事業の実施状況の推移

		単位	令和 元年度	令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度
実施箇所数	幼稚園型	か所	27	26	29	29	29
	幼稚園型以外	か所	28	28	29	26	28
月平均利用人員	幼稚園型	人	22,414	13,800	11,396	13,041	4,275
	幼稚園型以外	人	802	485	481	354	500

資料：高知市保育幼稚園課

②地域子育て支援センター

地域子育て支援センターの実施状況の推移をみると、令和5年度の実施箇所数は16か所となっており、第2期計画の目標数値を達成しています。年間延べ利用人員（児童のみ）は、令和5年度は45,384人と、令和元年度の52,031人から減少しているものの、令和4年度、令和5年度と増加が続いています。

■地域子育て支援センターの実施状況の推移

		単位	令和 元年度	令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度
実施箇所数		か所	14	15	15	16	16
年間延べ利用人員（児童のみ）		人	52,031	36,419	33,030	40,602	45,384

資料：高知市子ども育成課

③ファミリー・サポート・センター

ファミリー・サポート・センターの実施状況の推移をみると、会員数のうち、依頼会員は減少が続いていましたが、令和5年度は増加し、751人となっています。援助会員は増加傾向で令和5年度は479人となっています。

援助件数については、会員のニーズの多寡により増減があります。

■ファミリー・サポート・センターの実施状況の推移

		単位	令和 元年度	令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度
	依頼会員	人	784	741	727	720	751
会員数	援助会員	人	441	447	443	456	479
	両方会員	人	62	55	51	50	49
援助件数		件	2,996	2,212	2,983	2,435	2,422

資料：高知市子ども育成課

④病児保育事業

病児保育事業の実施状況の推移をみると、体調不良児対応型の実施箇所数は、令和元年度の57か所から令和5年度は62か所と5か所増え、利用者数は年による増減があり令和5年度は10,294人となっています。施設型の実施箇所数は5か所で変わらず、利用者数は令和2年度から令和4年度は1,000人を割り込んでいましたが、令和5年度は1,278人となっています。なお、非施設型・訪問型は事業者の廃業により令和4年度以降実施がありません。

■病児保育事業の実施状況の推移

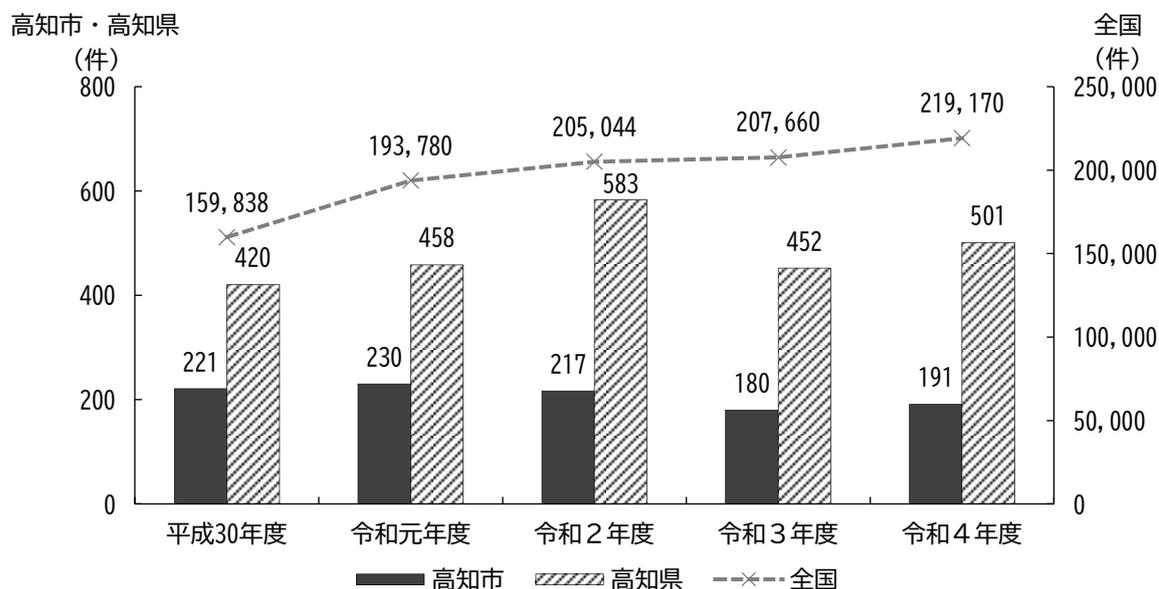
		単位	令和 元年度	令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度
体調不良児対応型	実施箇所数	か所	57	59	61	62	62
	利用者数	人	8,310	5,446	8,105	7,618	10,294
施設型	実施箇所数	か所	5	5	5	5	5
	利用者数	人	1,865	603	896	879	1,278
非施設型・訪問型	実施箇所数	か所	1	1	1	0	0
	利用者数	人	11	12	9	0	0

資料：高知市子ども育成課，保育幼稚園課

(8) 要保護児童等に関する状況

児童虐待相談の対応件数をみると、本市は年による増減はありますが、平成30年度の221件から令和4年度は191件に減少しています。高知県は一定の相談数が維持され、逆に全国的には増加が続いています。

■児童虐待相談の対応件数の年次推移（高知市，高知県，全国）

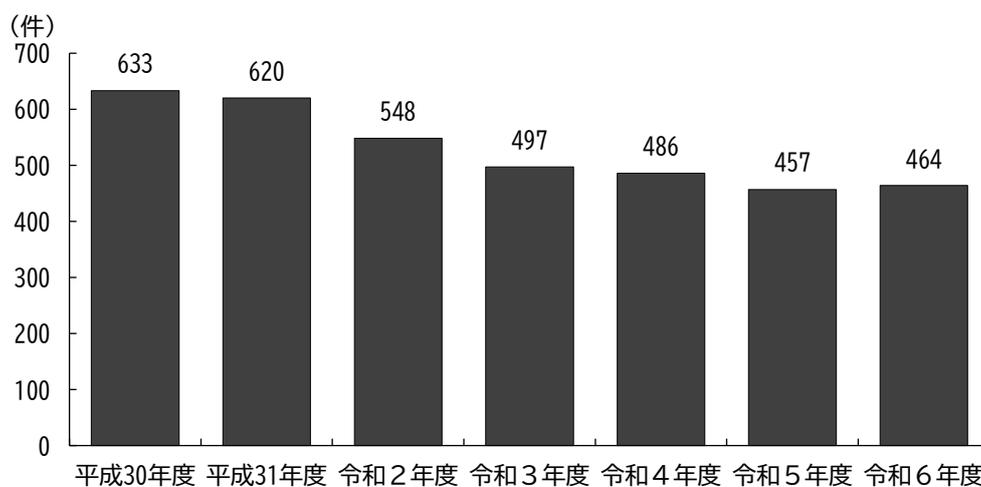


※高知市の件数は、高知市子ども家庭支援センターにおいて受け付けた相談数です。また、高知県の件数は、高知県の中央児童相談所と幡多児童相談所において受け付けた相談数です。

資料：児童相談所における児童虐待相談対応件数（厚生労働省，こども家庭庁），高知市子ども家庭支援センター

要保護児童等の管理ケース件数をみると、減少傾向となっており、平成30年度の633件から令和6年度は464件となっています。

■高知市要保護児童対策地域協議会の管理ケース件数



資料：高知市子ども家庭支援センター（各年度4月現在）

3 計画策定の目的

高知市（以下「本市」という。）においても市町村子ども・子育て支援事業計画として「第2期高知市子ども・子育て支援事業計画」を策定し、全ての子どもが等しく質の高い教育・保育を受けられる環境の整備に努めてきました。

「第2期高知市子ども・子育て支援事業計画」は令和6年度が計画期間の最終年度となっていることから、これまでの取り組みの成果、課題などを踏まえ、近年の制度改正や子ども・子育てをめぐる国や県の動きに対応しながら、引き続き施策を推進するため「第3期高知市子ども・子育て支援事業計画」（以下「本計画」という。）を策定するものです。

4 計画の位置づけ

（1）法的位置づけ

本計画は、子ども・子育て支援法第61条に基づき、「市町村子ども・子育て支援事業計画」として策定するものであり、具体的な計画策定に当たっては、同法第60条に基づき、内閣総理大臣が定める、子ども・子育て支援法に基づく基本指針を踏まえています。

また、次世代育成支援対策推進法第8条における「市町村行動計画」、こどもの貧困の解消に向けた対策の推進に関する法律第10条第2項における「市町村計画」、児童福祉法第56条の4の2第1項における「市町村整備計画」と一体的に策定することとします。

■法的位置づけ

根拠法	子ども・子育て支援法	次世代育成支援対策推進法	こどもの貧困の解消に向けた対策の推進に関する法律	児童福祉法
市町村計画	市町村子ども・子育て支援事業計画 (策定義務あり)	市町村行動計画 (努力義務)	市町村計画 (努力義務)	市町村整備計画 (任意)
性格特徴	○待機児童対策を含め、子育て中の保護者ニーズに対応したサービス基盤の整備を目指す事業計画 ○幼児期の学校教育・保育、地域の子育て支援についての需給計画	○全国的な少子化を受け、総合的対策を講じるための行動計画 ○「高知市総合計画」の子ども・子育て支援にかかる分野別計画	○子どもの貧困の解消に向けた対策を総合的に推進するための計画	○乳幼児の保育に必要な保育所及び幼保連携型認定こども園の整備に関する計画

↓ 一体的に策定 ↓

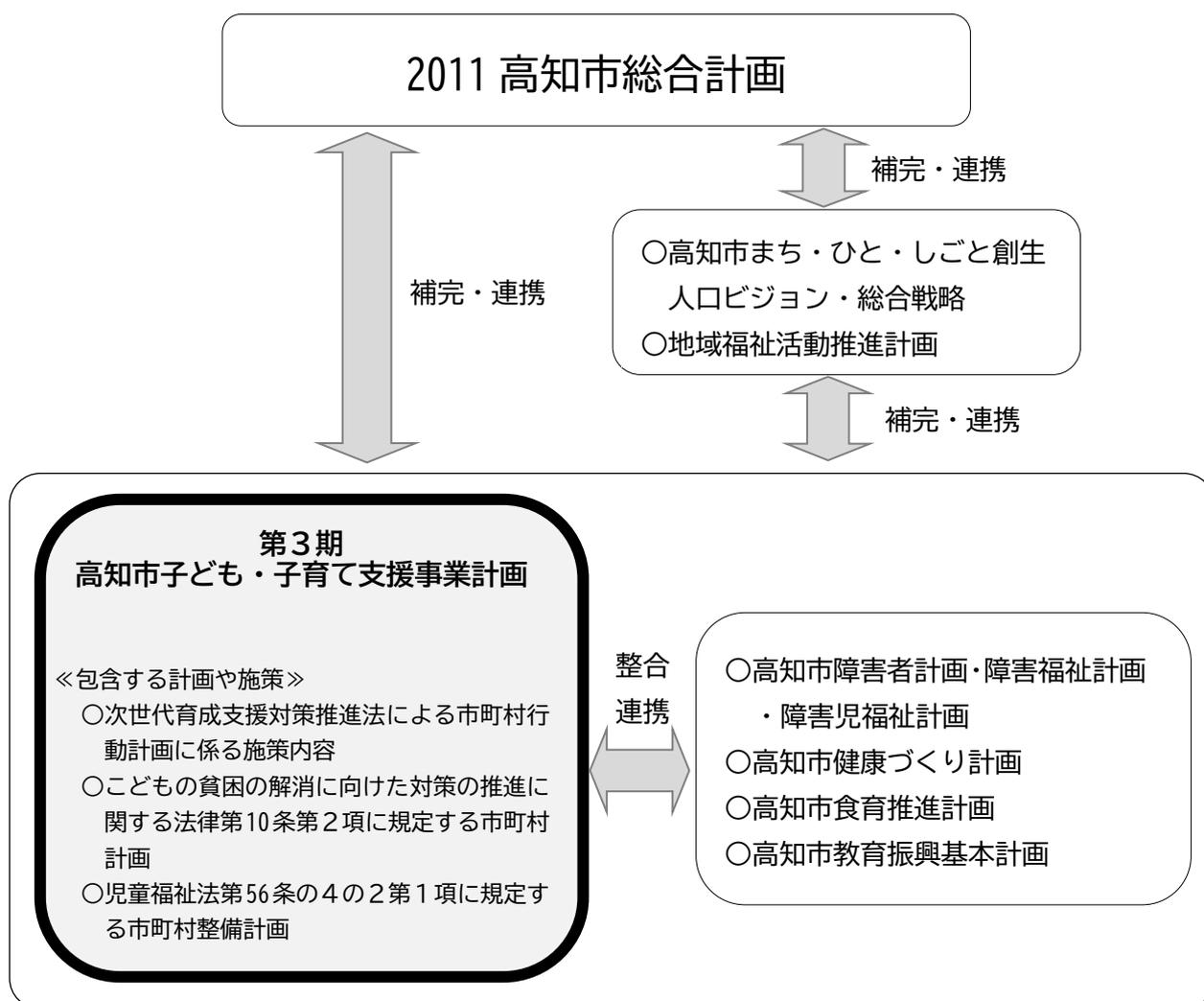
第3期高知市子ども・子育て支援事業計画

(2) 他の計画との関係

本計画は、「高知市総合計画」を最上位計画とし、子ども・子育て分野の個別計画として位置づけ、関連する福祉関係計画等と整合を図ります。

また、「こどもまんなか社会」の実現に向けて、今後、国の「こども大綱」・県の「こども計画」を勘案した「(仮称)高知市こども計画」を新年度以降に策定を予定しており、本計画との関係性についても適宜整理する予定です。

■関連する福祉関係計画等



5 計画の期間

本計画の期間は、子ども・子育て支援法に定める5年間とし、令和7年度から令和11年度までとします。一体的に策定する計画の計画期間も同様に令和7年度から令和11年度までの5年間とします。なお、状況の変化により、必要に応じ見直しを行うこととします。

■計画期間

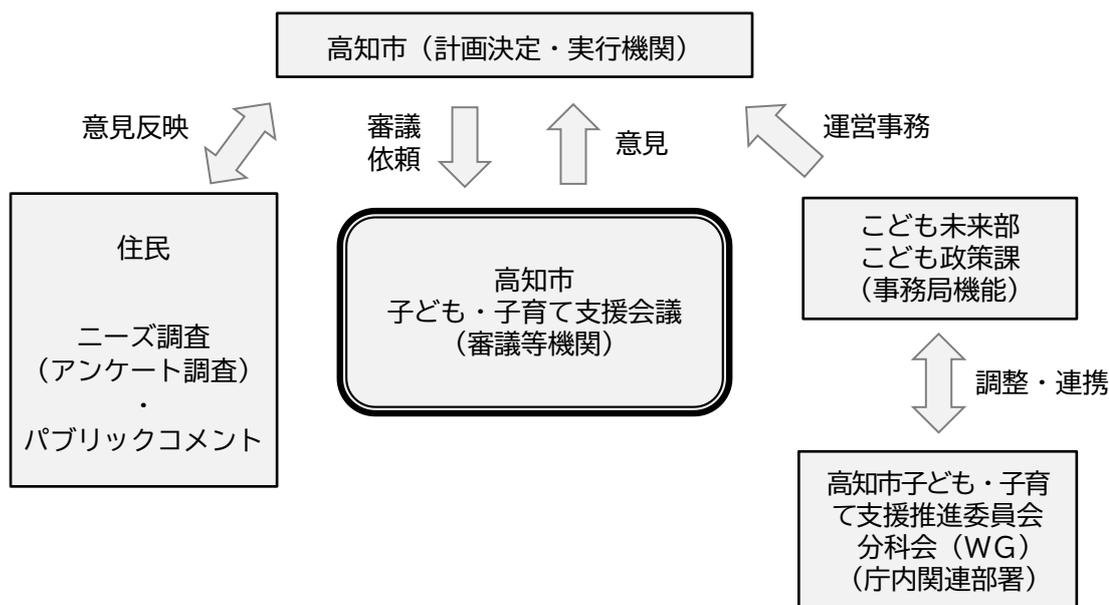
		令和 2年度 (2020)	令和 3年度 (2021)	令和 4年度 (2022)	令和 5年度 (2023)	令和 6年度 (2024)	令和 7年度 (2025)	令和 8年度 (2026)	令和 9年度 (2027)	令和 10年度 (2028)	令和 11年度 (2029)	
上位計画	2011 総合計画	後期基本計画 (令和3年度～令和12年度)										
	実施計画	第1次 (令和3年度～令和5年度)			第2次 (令和6年度～令和8年度)				第3次			
	高知市まち・ひと・しごと創生人口ビジョン	(平成27年～令和42年)										
	高知市まち・ひと・しごと創生総合戦略	第2期 (令和2年度～令和5年度)				第3期 (令和6年度～令和10年度)						
	高知市地域福祉活動推進計画	第2期 (平成31年度～令和6年度)					第3期 (令和7年度～令和12年度)					
未策定	(仮称) 高知市子ども計画								第1期 (令和8年度～令和11年度)			
本計画	高知市子ども・子育て支援事業計画	第2期 (令和2年度～令和6年度)				第3期 (令和7年度～令和11年度)						
関連計画	高知市健康づくり計画	第2期 (平成30年度～令和4年度)			第3期 (令和6年度～令和17年度)							
	高知市障害者計画	(令和3年度～令和5年度)				(令和6年度～令和8年度)						
	障害福祉計画・障害児福祉計画	第6期・第2期 (令和3年度～令和5年度)				第7期・第3期 (令和6年度～令和8年度)						
	高知市食育推進計画	第3次 (平成31年度～令和5年度)				第4次 (令和6年度～令和11年度)						
	高知市教育振興基本計画	第2期 (令和3年度～令和10年度)										

6 計画の策定体制

(1) 子ども・子育て支援会議の設置

本計画の策定に当たっては、子ども・子育て支援法第72条第1項に定められている合議制の機関として、「高知市子ども・子育て支援会議」を設置し、計画内容、事業運営及び施策推進に関する事項についての審議を行います。

■策定体制のイメージ図



(2) 子ども・子育て支援事業計画策定のためのニーズ調査(アンケート調査)

子育て家庭の現状と今後の意向を把握するとともに、本計画を策定するために必要な基礎データの収集を目的としてニーズ調査を実施しました。

(3) パブリックコメント

本計画の素案を市のホームページなどで公開し、広く住民の方々から意見を募りました。

7 計画の点検・評価

本計画における各施策等の達成状況について、定期的に点検・評価を行います。特に、各施策を推進するために設定する数値目標については、達成状況の評価を行います。

これらの点検・評価の結果については、高知市子ども・子育て支援会議に報告するとともに、同会議の議事録や提出資料を本市のホームページで公開し、市民への周知や意見の聴取に努め、その後の計画の実施や見直し等に反映していきます。

Ⅱ 本論

1 現状と課題

(1) これまでの取り組み

1 子どもの誕生と健やかな成長への支援の充実

- ・子育て世代包括支援センターを4か所に増設し、母子健康手帳交付時の全数面接を開始したことで、支援が必要な妊婦を早期に把握できるようになりました。
- ・令和3年度から、多胎家庭に育児家事サポーターを派遣する「多胎家庭支援事業」を開始し、日常生活における不安や孤立感の軽減につなげました。また、産後ケア事業は、宿泊型・訪問型に続き、令和4年度から通所型を始め、利用者が年々増加しています。
- ・令和6年度から医療機関委託の個別健診である生後1か月健診を開始し、乳児期の健診の機会の拡充を行いました。
- ・令和6年度から生後1か月健診を開始し、健診の機会の拡充を行いました。
- ・1歳6か月児健康診査、3歳児健康診査は、日曜健診を実施し、受診率向上につながりました。
- ・令和6年には「こどもみらいセンター」を設置し、母子保健分野と児童福祉分野の連携強化を図っています。

<今後に向けて>

- ・低出生体重児の出生率が全国と比べ高く、妊婦や若い世代への適切な医学的管理や受診行動、保健行動の重要性の啓発が必要です。
- ・20歳未満の妊娠の届出率が要支援妊婦の約1割あり、他の年代よりも妊娠について「困った」と回答する割合が高く、プレコンセプションケアの啓発が重要です。
- ・子育て世代包括支援センターの更なる認知度の向上をめざし、妊娠期からの多様なニーズに対応できる相談機能の強化が必要です。
- ・利用ニーズが高まっている産後ケア事業についての体制整備が求められています。

2 幼児期における教育保育の充実

- ・令和6年度に子ども・子育て相談支援員を1名増員し、利用者に対する情報提供・助言を行いました。
- ・幼児教育と小学校教育との円滑な接続と双方の充実を目指し、「のびのび土佐っ子プログラム」を踏まえ、連絡協議会の開催や研修会を実施し、保幼小連携・接続実践の好事例を市内の全園・小学校などに発信しました。

<今後に向けて>

- ・年々、教育・保育施設の利用児童数が減少し、空き定員が生じています。
- ・待機児童対策から持続可能な教育・保育提供体制への転換が求められています。
- ・架け橋期における取り組みの充実を図ることが求められており、「架け橋プログラム」のモデル地域の実践を踏まえ、各地域の実態に応じた取り組みを推進する必要があります。

3 子育てしやすい環境の整備

- ・地域子育て支援センターや保育所・認定こども園等，住民主体の子育て支援活動において，交流の場の提供とその促進を行い，子育て家庭の孤立化防止の取り組みを進めてきました。また，その場では子育てに関する相談・情報提供を行いました。
- ・子育て家庭のニーズに合わせた子育て支援事業の実施と情報提供を行いました。
- ・市民の複合化・複雑化した支援ニーズに対応する包括的支援体制を構築し，相談支援・参加支援・地域づくりに向けた支援を一体的に実施する「重層的支援体制整備事業」を行うことで「地域共生社会」の実現のための取り組みを進めてきました。

<今後に向けて>

- ・今後も引き続き，子育て家庭のニーズに合わせた子育て支援事業の実施と情報提供を行っていきます。
- ・地域の子育て資源（地域子育て支援センター，保育所や認定こども園等や住民主体の子育て支援活動）だけでなく，地域団体等が協働して，子育て支援ができるよう図ります。
- ・身近な場所で日常的な相談ができるよう，相談窓口の充実を図るとともに，必要な時にサービスにつながるよう，取り組みを進めていくことが求められています。

4 専門的な知識及び技術を要する支援の充実

- ・令和2年度から，子ども家庭支援センターに心理職や社会福祉士の専門職を配置し，子ども家庭総合支援拠点の機能を整備しました。
- ・令和3年度から，支援が必要な児童等の居宅を訪問し，生活習慣の習得支援や食事の提供，学習支援など，支援が必要な児童への見守り体制の強化を取り組みました。
- ・保護者の事由により児童の養育が一時的に困難となった場合や，保護者の身体的・精神的負担の軽減が必要な場合は，児童養護施設などで一時的に預かる支援を行いました。
- ・虐待を受けている子どもを早期に発見し，適切な支援を行うため，引き続き，関係機関との連携体制の構築に取り組みました。
- ・令和6年には「こどもみらいセンター」を設置し，母子保健分野と児童福祉分野の連携強化を図っています。
- ・市民の複合化・複雑化した支援ニーズに対応する包括的支援体制を構築し，相談支援・参加支援・地域づくりに向けた支援を一体的に実施する「重層的支援体制整備事業」を行うことで「地域共生社会」の実現のための取り組みを進めてきました。
- ・複合的な問題を抱えた家族からの相談に対応するため，相談支援部署対象研修の実施や支援会議の開催等を通じて，職員の資質や実践力の向上を図ってきました。
- ・令和6年度に児童発達支援管理責任者検討会を立ち上げ，障害児通所支援事業の支援の質の向上と地域課題解決に取り組んでいます。

<今後に向けて>

- ・「こどもみらいセンター」において，全ての妊産婦・子育て世帯への一体的な相談支援体制を整備し，連携を強化していくことが必要です。
- ・ヤングケアラーについて，母子保健，福祉，障がい，介護，医療，教育などの分野と連携して適切な支援を行う必要があります。ヤングケアラーについての理解を促し，他機関と連携し取り組むことが重要です。

- ・障害児支援の充実を図るため、多機関とのネットワークの充実や支援体制の充実に取り組む必要があります。

5 子どもの心身の健やかな成長に資する教育とその環境整備

- ・各公民館において、世代間での交流を促す活動を行いました。
- ・令和6年度に「校内支援センター事業」と立ち上げ、学校内の多様な学びの場として「校内教育支援センター 校内サポートルーム」を3中学校に新たに設置するとともに支援員を配置して、個に応じた学習支援や相談支援に取り組んでいます。
- ・帰国・来日してきた初期の日本語指導が必要な児童生徒に対して、児童生徒の在籍校を訪問して初期の日本語指導を行っています。令和6年度には支援員を1名増員して支援体制の充実を図っています。
- ・令和5年度において、全ての小・中・義務教育学校で学習支援や登下校の見守り、地域行事やボランティア活動に参加するなど、学校・家庭・地域が連携・協働する取り組みを行いました。

<今後に向けて>

- ・不登校や特別な支援が必要な子どもなどへの多様なニーズに対応できる教育環境を調整するとともに、専門職や関係機関との更なる連携強化が重要です。
- ・引き続き、地域と協働しながら学校づくりを進めていく必要があります。

(2) ニーズ調査の結果概要

①調査概要

本計画の策定に当たり、計画策定の基礎資料とすることを目的として、市民の皆様の教育・保育・子育て支援に関する現在の利用状況や今後の利用希望、ご意見などを把握するためにアンケート調査を実施しました。

■アンケート調査の概要

調査対象	市内在住の就学前児童（0歳～5歳児）の保護者 2,000人 ※住民基本台帳より年齢配分・地域配分を勘案して無作為抽出
調査期間	令和5年12月20日～令和6年1月11日 ※令和6年2月15日回収分をもって回収締切
調査方法	郵送による配布・回収，WEB回答
配布数／回収数／回収率	2,000票／940票／47.0%

②調査結果

調査結果は、本市HP (<https://www.city.kochi.kochi.jp/uploaded/attachment/146889.pdf>) に掲載しています。

③結果からみえる課題

アンケート調査の結果を整理し、課題をまとめました。

○安心できる子育て支援

地域における子育ての環境や支援について感じるもののうち、「子育てに関する相談がしやすい」や「子育てに関する情報が豊富」は、「満足」と「ふつう」の合計（以下「満足」・「ふつう」という。）が6割を超えている一方で、「不満」がいずれも1割以上あり、地域での相談体制や子育てに関する情報提供に更なる取り組みが必要であることがうかがわれます。

このため、医療・保健・福祉・教育などの関係機関がより連携し、妊娠前からの切れ目のない支援を行っていくことで、妊娠・出産、子育てなどに対する不安や負担の軽減を図り、安心して産み育てることのできる環境をつくっていくことが求められます。

○就学前教育・保育の充実

平日は多くの家庭で教育・保育施設を利用又は利用希望しているほか、半数以上は土曜日や長期休暇中の教育・保育施設の利用も希望しています。

このため、より質の高い教育・保育環境を充実させ、幅広いニーズに対応できるようにしていくことが求められます。

○子どもの育ちを支える地域社会の醸成

地域における子育ての環境や支援について感じるもののうち、「地域ぐるみで子育てを行う雰囲気がある」は、「満足」・「ふつう」が45.1%、「不満」は22.6%でした。また、「子育てに関する相談がしやすい」は、「満足」・「ふつう」が63.0%、「不満」が13.6%、「子育てサークル・サロンなどの活動が盛ん」は「満足」・「ふつう」が37.8%、「不満」が15.7%でした。いずれも前回調査時より、「満足」・「ふつう」が増えているものの、「不満」はほぼ横ばいとなっています。

新型コロナウイルス感染症の感染拡大により、令和2年度以降子育てサークルや子育てサロンは活動を自粛せざるを得ませんでした。令和5年度から徐々に活動再開をしており、今後子育て家庭が地域における支援を実感できる機会は増えていくと考えられます。

このため、地域ぐるみの見守りや支え合いにつながるよう、地域の人や場とつながる取り組みや、地域において地域住民が主体となる子育て支援活動を推進していくことが求められます。

○子育ての孤立化しない支援体制の構築

日頃子どもをみてもらえる人について、「いずれもない」が14.6%であり、悩みや不安についての相談先について、「相談できる人はいない（場所はない）」が2.1%となっています。割合は高くはありませんが、核家族化や地域のつながりの希薄化等によって、子育てが孤立化し、不安を感じている人がいることがうかがわれます。また、子どもに関する情報の入手方法について、「入手できていない」が6.9%となっています。

このため、子育ての孤立化は児童虐待につながる恐れもあることから、日頃から相談しやすい体制づくりに取り組むとともに、支援などに関する情報を必要な人のところに届くよう取り組んでいくことも求められます。

○特別な支援を必要とする子どもへの支援の充実

子育て支援事業の認知度・利用経験・利用希望のうち、子ども発達支援センターの認知度は57.4%と半数を超えていますが、利用経験は10.4%、利用希望は25.4%と、利用経験に比べて利用希望が高くなっており、子どもの発達について不安や悩みを抱えながら子育てを行っている家庭があることがうかがえます。

このため、特別な支援を必要としている子どもへの理解や知識の浸透を図り、子どもの発達面で不安を抱えている子育て家庭の相談支援体制の強化や、障害の有無にかかわらず、全ての子どもが住み慣れた地域で健やかに成長していけるよう支援の充実を図っていくことが求められます。

2 基本理念

子どもたちは、未来を創造し、社会に希望を与える大切な存在です。

未来の健全で活力ある社会は、子どもたちの主体的な思考と行動によって、調和のとれた心豊かな責任ある大人に成長していくことで実現していきます。

そのためには、子どもにとっての最善の利益を常に考え、子育ての第一義的な責任は親にあるという基本的な認識のもと、社会全体で子どもと子育て家庭を支えるまちづくりを推進していくことが必要です。

子どもの誕生や育ちに喜びを感じていく中で、全ての子どもが健やかに成長し、また、子どもや子育て家庭を地域の中で共に支え合いながら育っていけるまちづくりを目指し、以下を本計画における基本理念とします。

<基本理念>

希望あふれる未来に向けて

みんなで支え育ちあう

子ども・子育て支援のまちづくり

3 基本方針

■全ての子どもがすくすくと健やかに育つまち

子どもたちが未来に夢や希望を抱き、それに向かって自ら学び考え行動し、心身ともにすくすくと育つよう支援します。

また、子ども一人ひとりの成長や発達に応じ、適切な支援を行います。

■子どもの誕生と成長に喜びを感じるまち

妊娠、出産、子育てのそれぞれのライフステージにおいて、切れ目のない子育て支援サービスや保育サービス等の充実に努めます。

また、多様な家族形態に配慮しながら、それぞれが安心して子どもを産み育てやすい環境づくりを進めます。

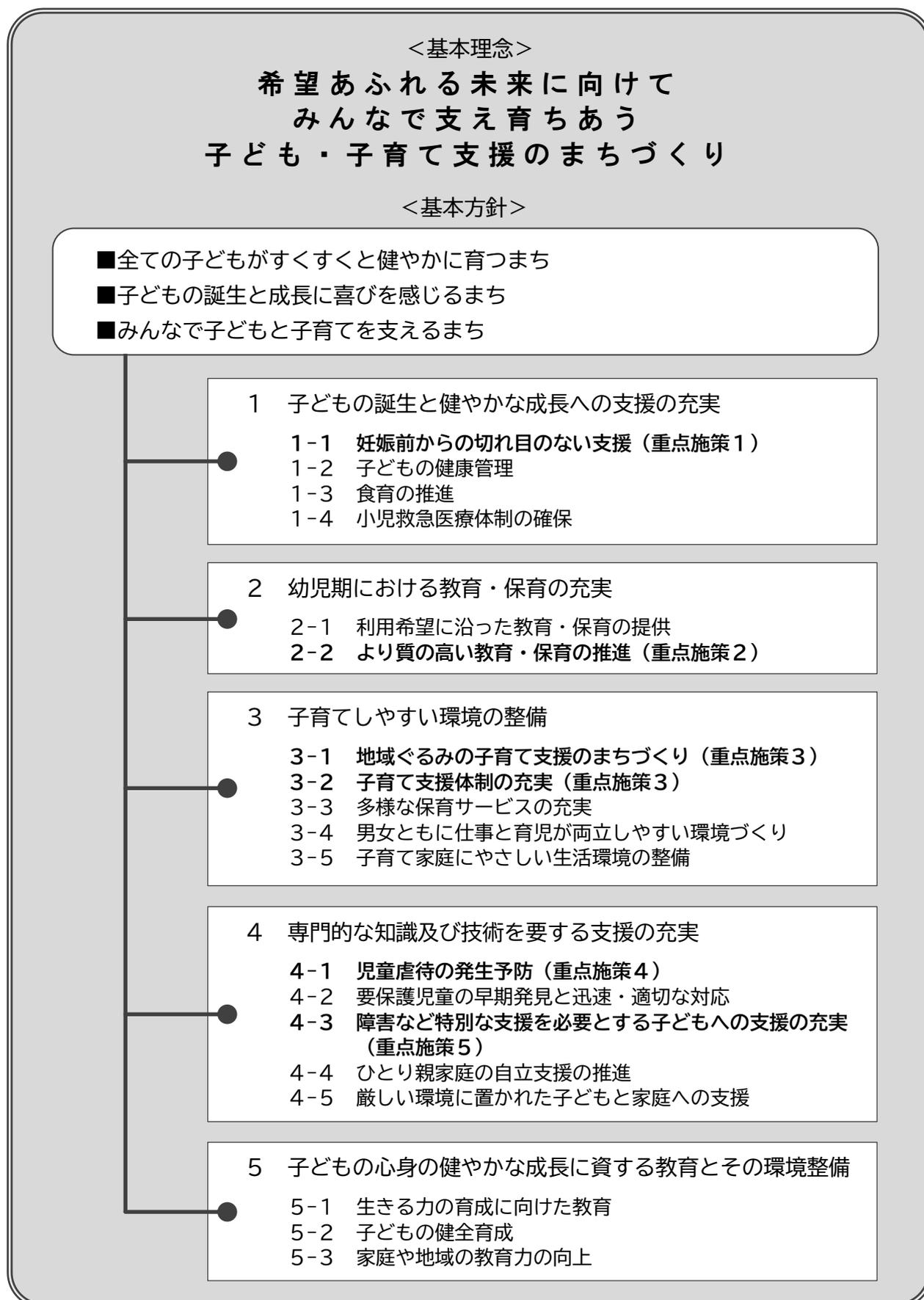
さらに、仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス*）の概念について普及・啓発に努めます。

■みんなで子どもと子育てを支えるまち

子どもと子育てに関わる関係機関との連携を行うとともに、地域ぐるみで子どもを見守り、子育て家庭が孤立せずに地域社会と手を携えながら共に育っていく仕組みづくりを進めていきます。

また、あらゆる機会を通じて、広く市民や地域、企業等に、子どもと子育てを社会全体で支えていくことの必要性を発信していきます。

4 施策体系



5 重点施策

本市の子どもや子育て家庭を取り巻く状況を踏まえ、以下の施策を重点施策として事業を推進します。

重点施策1 妊娠前からの切れ目のない支援

<概要>	妊娠前から適切な母体管理ができ、安心して妊娠・出産・育児が行えるよう医学的管理や保健行動などの重要性について若い世代へも啓発を行うとともに、出産・子育て期への切れ目のない支援につなげていけるよう相談支援体制の強化に取り組みます。
------	--

重点施策2 より質の高い教育・保育の推進

<概要>	幼稚園教育要領，保育所保育指針，幼保連携型認定こども園教育・保育要領に沿った教育・保育の実施に取り組むとともに，研修の実施などによる職員の資質向上，教育・保育施設と地域型保育事業者の連携や，幼稚園，保育所，認定こども園と小学校の連携・接続に取り組みます。
------	---

重点施策3 地域ぐるみの見守り・子育て支援体制の充実

<概要>	子育て家庭が地域の中で孤立しないよう，身近な地域で，子育て家庭同士がつながるとともに，保護者や子どもが地域とつながる，支え合いができる環境づくりを推進するとともに，地域の多様な主体が協働できる体制づくりに取り組みます。
------	---

重点施策4 児童虐待の発生予防

<概要>	子育て家庭の育児力の向上，育児の負担感や孤立感の軽減のため，保健指導の必要な家庭への母子保健活動の実施や，相談支援などの取り組みの重層的な実施により児童虐待の発生予防につなげていくとともに，虐待予防に関する広報・啓発活動の実施，関係機関との連携強化などに取り組みます。
------	--

重点施策5 障害など特別な支援を必要とする子どもへの支援の充実

<概要>	障害など特別な支援を必要とする子どもの健やかな成長・発達のため，将来を見通した切れ目のない支援となるように，早期発見・早期療育システムの充実や関係機関との連携に取り組むとともに，子ども一人ひとりの発達や障害の特性に応じた支援の充実に取り組みます。
------	---

Ⅲ 各論

1 子どもの誕生と健やかな成長への支援の充実

2 幼児期における教育・保育の充実

3 子育てしやすい環境の整備

4 専門的な知識及び技術を要する支援の充実

5 子どもの心身の健やかな成長に資する教育とその環境整備

6 量の見込みと確保方策

7 子どもの貧困対策に関する指標

6 量の見込みと確保方策

(1) 教育・保育提供区域の設定

本市は、南に土佐湾、北に中山間地域が位置し、市街地は東西方向に広がり、幹線道路や路面電車は中心市街地から東西方向に伸びています。

現状では、幼稚園や認定こども園は広域から通園していますが、保育所や地域型保育事業所を利用する場合の施設の立地条件としては、自宅又は勤務先に近い場所、若しくは自宅から勤務先への通勤途上を選択するケースが多いです。本市でも、中心市街地は勤務先となる事業所が一定集積していることから、中心市街地から東西に区域を分割することは、利用実態に即した区域設定になると考えられます。

このため、教育・保育の提供区域は、南部の沿岸地域を「南部区域」、北部の中山間地域を「北部区域」とし、市街地を東部と西部に2分して、「東部区域」と「西部区域」の4区域を設定します。

■各区域の設定

教育・保育提供区域	地区名
東部区域	南街，北街，下知，江ノ口，五台山，高須，布師田，一宮，秦，大津，介良
西部区域	上街，高知街，小高坂，旭街，潮江，初月，朝倉，鴨田
南部区域	三里，長浜，御畳瀬，浦戸，春野
北部区域	鏡，土佐山



(2) 教育・保育

①市域全域

【量の見込みの算出方法】

1・2号認定については、令和5年度における3～5歳の就学前児童数に対する認定児童数の割合を3～5歳の推計人口に乗じて算出しています。また、3号認定についても、令和5年度における0～2歳の就学前児童数に対する認定児童数の割合を0歳～2歳の推計人口に乗じて算出しています。

【確保方策】

幼稚園機能と保育所機能を併せ持つ認定こども園では、幼児教育・保育の無償化の影響による保育ニーズの変化に対応し、認定区分によらず柔軟な受け入れを行う等、質の確保された教育・保育の受け皿を整え、令和7年度までに待機児童を解消するとともに、各提供区域における量の見込みに対して、提供体制を確保していきます。

単位：人

<1号認定>		令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	
①需要量 (量の見込み)	ア. 高知市分	745	707	660	637	621	
	イ. 他市町村の施設利用	11	11	11	11	11	
	ウ. 他市町村からの受入	20	20	20	20	20	
	ア-イ+ウ	754	716	669	646	630	
②供給量 (確保方策)	特定教育・ 保育施設	高知市確保分	1,004	1,004	1,004	1,004	1,004
		うち、他市町村からの利用	20	20	20	20	20
	特定地域型 保育事業	高知市確保分	0	0	0	0	0
		うち、他市町村からの利用	0	0	0	0	0
	確認を受けない幼稚園	124	124	124	124	124	
	認可外保育施設	0	0	0	0	0	
	合計	1,128	1,128	1,128	1,128	1,128	
②-①過不足	374	412	459	482	498		

単位：人

< 2号認定（幼） >		令和 7年度	令和 8年度	令和 9年度	令和 10年度	令和 11年度	
①需要量 （量の見込み）	ア. 高知市分	1,314	1,263	1,194	1,158	1,143	
	イ. 他市町村の施設利用	74	74	74	74	74	
	ウ. 他市町村からの受入	41	41	41	41	41	
	ア－イ＋ウ	1,281	1,230	1,161	1,125	1,110	
②供給量 （確保方策）	特定教育・ 保育施設	高知市確保分	1,367	1,367	1,367	1,367	1,367
		うち、他市町 村からの利用	41	41	41	41	41
	特定地域型 保育事業	高知市確保分	0	0	0	0	0
		うち、他市町 村からの利用	0	0	0	0	0
	確認を受けない幼稚園	0	0	0	0	0	
	認可外保育施設	0	0	0	0	0	
	合計	1,367	1,367	1,367	1,367	1,367	
②－①過不足		86	137	206	242	257	

単位：人

< 2号認定（保） >		令和 7年度	令和 8年度	令和 9年度	令和 10年度	令和 11年度	
①需要量 （量の見込み）	ア. 高知市分	4,157	3,948	3,698	3,552	3,473	
	イ. 他市町村の施設利用	0	0	0	0	0	
	ウ. 他市町村からの受入	3	3	3	3	3	
	ア－イ＋ウ	4,160	3,951	3,701	3,555	3,476	
②供給量 （確保方策）	特定教育・ 保育施設	高知市確保分	4,953	4,953	4,953	4,953	4,953
		うち、他市町 村からの利用	3	3	3	3	3
	特定地域型 保育事業	高知市確保分	18	18	18	18	18
		うち、他市町 村からの利用	0	0	0	0	0
	確認を受けない幼稚園	0	0	0	0	0	
	認可外保育施設	0	0	0	0	0	
	合計	4,971	4,971	4,971	4,971	4,971	
②－①過不足		811	1,020	1,270	1,416	1,495	

単位：人

< 3号認定（0歳） >		令和 7年度	令和 8年度	令和 9年度	令和 10年度	令和 11年度	
①需要量 （量の見込み）	ア. 高知市分	425	413	402	392	384	
	イ. 他市町村の施設利用	1	1	1	1	1	
	ウ. 他市町村からの受入	2	2	2	2	2	
	ア－イ＋ウ	426	414	403	393	385	
②供給量 （確保方策）	特定教育・ 保育施設	高知市確保分	908	908	908	908	908
		うち、他市町 村からの利用	2	2	2	2	2
	特定地域型 保育事業	高知市確保分	71	71	71	71	71
		うち、他市町 村からの利用	0	0	0	0	0
	確認を受けない幼稚園	0	0	0	0	0	
	認可外保育施設	4	4	4	4	4	
	合計	983	983	983	983	983	
②－①過不足		557	569	580	590	598	

単位：人

< 3号認定（1歳） >		令和 7年度	令和 8年度	令和 9年度	令和 10年度	令和 11年度	
①需要量 （量の見込み）	ア. 高知市分	1,295	1,413	1,375	1,335	1,306	
	イ. 他市町村の施設利用	16	16	16	16	16	
	ウ. 他市町村からの受入	10	10	10	10	10	
	ア－イ＋ウ	1,289	1,407	1,369	1,329	1,300	
②供給量 （確保方策）	特定教育・ 保育施設	高知市確保分	1,563	1,563	1,563	1,563	1,563
		うち、他市町 村からの利用	7	7	7	7	7
	特定地域型 保育事業	高知市確保分	75	75	75	75	75
		うち、他市町 村からの利用	3	3	3	3	3
	確認を受けない幼稚園	0	0	0	0	0	
	認可外保育施設	9	9	9	9	9	
合計	1,647	1,647	1,647	1,647	1,647		
②－①過不足		358	240	278	318	347	

単位：人

< 3号認定（2歳） >		令和 7年度	令和 8年度	令和 9年度	令和 10年度	令和 11年度	
①需要量 (量の見込み)	ア. 高知市分	1,571	1,371	1,509	1,466	1,425	
	イ. 他市町村の施設利用	17	17	17	17	17	
	ウ. 他市町村からの受入	28	28	28	28	28	
	ア－イ＋ウ	1,582	1,382	1,520	1,477	1,436	
②供給量 (確保方策)	特定教育・ 保育施設	高知市確保分	1,782	1,782	1,782	1,782	1,782
		うち、他市町 村からの利用	25	25	25	25	25
	特定地域型 保育事業	高知市確保分	69	69	69	69	69
		うち、他市町 村からの利用	3	3	3	3	3
	確認を受けない幼稚園	0	0	0	0	0	
	認可外保育施設	9	9	9	9	9	
	合計	1,860	1,860	1,860	1,860	1,860	
②－①過不足		278	478	340	383	424	

②東部区域

単位：人

< 1号認定 >		令和 7年度	令和 8年度	令和 9年度	令和 10年度	令和 11年度
① 需要量（量の見込み）		227	223	206	200	194
②供給量 （確保方策）	特定教育・保育施設	318	318	318	318	318
	特定地域型保育事業	0	0	0	0	0
	確認を受けない幼稚園	0	0	0	0	0
	認可外保育施設	0	0	0	0	0
	合計	318	318	318	318	318
②－①過不足		91	95	112	118	124

単位：人

< 2号認定（幼） >		令和 7年度	令和 8年度	令和 9年度	令和 10年度	令和 11年度
② 需要量（量の見込み）		584	580	542	529	520
②供給量 （確保方策）	特定教育・保育施設	591	591	591	591	591
	特定地域型保育事業	0	0	0	0	0
	確認を受けない幼稚園	0	0	0	0	0
	認可外保育施設	0	0	0	0	0
	合計	591	591	591	591	591
②－①過不足		7	11	49	62	71

単位：人

< 2号認定（保） >		令和 7年度	令和 8年度	令和 9年度	令和 10年度	令和 11年度
③ 需要量（量の見込み）		1,638	1,610	1,492	1,442	1,404
②供給量 （確保方策）	特定教育・保育施設	1,947	1,947	1,947	1,947	1,947
	特定地域型保育事業	18	18	18	18	18
	確認を受けない幼稚園	0	0	0	0	0
	認可外保育施設	0	0	0	0	0
	合計	1,965	1,965	1,965	1,965	1,965
②－①過不足		327	355	473	523	561

単位：人

< 3号認定（0歳） >		令和 7年度	令和 8年度	令和 9年度	令和 10年度	令和 11年度
① 需要量（量の見込み）		201	196	192	188	184
②供給量 （確保方策）	特定教育・保育施設	327	327	327	327	327
	特定地域型保育事業	41	41	41	41	41
	確認を受けない幼稚園	0	0	0	0	0
	認可外保育施設	4	4	4	4	4
	合計	372	372	372	372	372
②－①過不足		171	176	180	184	188

単位：人

< 3号認定（1歳） >		令和 7年度	令和 8年度	令和 9年度	令和 10年度	令和 11年度
① 需要量（量の見込み）		529	599	586	572	560
②供給量 （確保方策）	特定教育・保育施設	615	615	615	615	615
	特定地域型保育事業	29	29	29	29	29
	確認を受けない幼稚園	0	0	0	0	0
	認可外保育施設	9	9	9	9	9
	合計	653	653	653	653	653
②－①過不足		124	54	67	81	93

単位：人

< 3号認定（2歳） >		令和 7年度	令和 8年度	令和 9年度	令和 10年度	令和 11年度
① 需要量（量の見込み）		675	560	636	621	606
②供給量 （確保方策）	特定教育・保育施設	708	708	708	708	708
	特定地域型保育事業	23	23	23	23	23
	確認を受けない幼稚園	0	0	0	0	0
	認可外保育施設	9	9	9	9	9
	合計	740	740	740	740	740
②－①過不足		65	180	104	119	134

③西部区域

単位：人

< 1号認定 >		令和 7年度	令和 8年度	令和 9年度	令和 10年度	令和 11年度
①	需要量（量の見込み）	445	418	398	381	376
②供給量 （確保方策）	特定教育・保育施設	520	520	520	520	520
	特定地域型保育事業	0	0	0	0	0
	確認を受けない幼稚園	124	124	124	124	124
	認可外保育施設	0	0	0	0	0
	合計	644	644	644	644	644
②－①過不足		199	226	246	263	268

単位：人

< 2号認定（幼） >		令和 7年度	令和 8年度	令和 9年度	令和 10年度	令和 11年度
①	需要量（量の見込み）	563	534	515	498	495
②供給量 （確保方策）	特定教育・保育施設	579	579	579	579	579
	特定地域型保育事業	0	0	0	0	0
	確認を受けない幼稚園	0	0	0	0	0
	認可外保育施設	0	0	0	0	0
	合計	579	579	579	579	579
②－①過不足		16	45	64	81	84

単位：人

< 2号認定（保） >		令和 7年度	令和 8年度	令和 9年度	令和 10年度	令和 11年度
①	需要量（量の見込み）	1,995	1,873	1,787	1,711	1,687
②供給量 （確保方策）	特定教育・保育施設	2,328	2,328	2,328	2,328	2,328
	特定地域型保育事業	0	0	0	0	0
	確認を受けない幼稚園	0	0	0	0	0
	認可外保育施設	0	0	0	0	0
	合計	2,328	2,328	2,328	2,328	2,328
②－①過不足		333	455	541	617	641

単位：人

< 3号認定（0歳） >		令和 7年度	令和 8年度	令和 9年度	令和 10年度	令和 11年度
① 需要量（量の見込み）		173	169	164	160	157
②供給量 （確保方策）	特定教育・保育施設	447	447	447	447	447
	特定地域型保育事業	20	20	20	20	20
	確認を受けない幼稚園	0	0	0	0	0
	認可外保育施設	0	0	0	0	0
	合計	467	467	467	467	467
②－①過不足		294	298	303	307	310

単位：人

< 3号認定（1歳） >		令和 7年度	令和 8年度	令和 9年度	令和 10年度	令和 11年度
① 需要量（量の見込み）		634	659	640	621	609
②供給量 （確保方策）	特定教育・保育施設	740	740	740	740	740
	特定地域型保育事業	31	31	31	31	31
	確認を受けない幼稚園	0	0	0	0	0
	認可外保育施設	0	0	0	0	0
	合計	771	771	771	771	771
②－①過不足		137	112	131	150	162

単位：人

< 3号認定（2歳） >		令和 7年度	令和 8年度	令和 9年度	令和 10年度	令和 11年度
① 需要量（量の見込み）		702	667	693	674	654
②供給量 （確保方策）	特定教育・保育施設	829	829	829	829	829
	特定地域型保育事業	30	30	30	30	30
	確認を受けない幼稚園	0	0	0	0	0
	認可外保育施設	0	0	0	0	0
	合計	859	859	859	859	859
②－①過不足		157	192	166	185	205

④南部区域

単位：人

< 1号認定 >		令和 7年度	令和 8年度	令和 9年度	令和 10年度	令和 11年度
① 需要量 (量の見込み)		59	52	47	44	43
②供給量 (確保方策)	特定教育・保育施設	76	76	76	76	76
	特定地域型保育事業	0	0	0	0	0
	確認を受けない幼稚園	0	0	0	0	0
	認可外保育施設	0	0	0	0	0
	合計	76	76	76	76	76
②-①過不足		17	24	29	32	33

単位：人

< 2号認定 (幼) >		令和 7年度	令和 8年度	令和 9年度	令和 10年度	令和 11年度
① 需要量 (量の見込み)		167	149	137	131	128
②供給量 (確保方策)	特定教育・保育施設	197	197	197	197	197
	特定地域型保育事業	0	0	0	0	0
	確認を受けない幼稚園	0	0	0	0	0
	認可外保育施設	0	0	0	0	0
	合計	197	197	197	197	197
②-①過不足		30	48	60	66	69

単位：人

< 2号認定 (保) >		令和 7年度	令和 8年度	令和 9年度	令和 10年度	令和 11年度
① 需要量 (量の見込み)		509	450	409	386	374
②供給量 (確保方策)	特定教育・保育施設	678	678	678	678	678
	特定地域型保育事業	0	0	0	0	0
	確認を受けない幼稚園	0	0	0	0	0
	認可外保育施設	0	0	0	0	0
	合計	678	678	678	678	678
②-①過不足		169	228	269	292	304

単位：人

< 3号認定（0歳） >		令和 7年度	令和 8年度	令和 9年度	令和 10年度	令和 11年度
① 需要量（量の見込み）		48	45	43	41	40
②供給量 （確保方策）	特定教育・保育施設	134	134	134	134	134
	特定地域型保育事業	1	1	1	1	1
	確認を受けない幼稚園	0	0	0	0	0
	認可外保育施設	0	0	0	0	0
	合計	135	135	135	135	135
②－①過不足		87	90	92	94	95

単位：人

< 3号認定（1歳） >		令和 7年度	令和 8年度	令和 9年度	令和 10年度	令和 11年度
① 需要量（量の見込み）		130	149	143	136	131
②供給量 （確保方策）	特定教育・保育施設	208	208	208	208	208
	特定地域型保育事業	1	1	1	1	1
	確認を受けない幼稚園	0	0	0	0	0
	認可外保育施設	0	0	0	0	0
	合計	209	209	209	209	209
②－①過不足		79	60	66	73	78

単位：人

< 3号認定（2歳） >		令和 7年度	令和 8年度	令和 9年度	令和 10年度	令和 11年度
① 需要量（量の見込み）		183	142	174	165	159
②供給量 （確保方策）	特定教育・保育施設	245	245	245	245	245
	特定地域型保育事業	2	2	2	2	2
	確認を受けない幼稚園	0	0	0	0	0
	認可外保育施設	0	0	0	0	0
	合計	247	247	247	247	247
②－①過不足		64	105	73	82	88

⑤北部区域

単位：人

< 1号認定 >		令和 7年度	令和 8年度	令和 9年度	令和 10年度	令和 11年度
① 需要量 (量の見込み)		14	14	9	12	8
②供給量 (確保方策)	特定教育・保育施設	90	90	90	90	90
	特定地域型保育事業	0	0	0	0	0
	確認を受けない幼稚園	0	0	0	0	0
	認可外保育施設	0	0	0	0	0
	合計	90	90	90	90	90
②-①過不足		76	76	81	78	82

単位：人

< 2号認定 (幼) >		令和 7年度	令和 8年度	令和 9年度	令和 10年度	令和 11年度
① 需要量 (量の見込み)		0	0	0	0	0
②供給量 (確保方策)	特定教育・保育施設	0	0	0	0	0
	特定地域型保育事業	0	0	0	0	0
	確認を受けない幼稚園	0	0	0	0	0
	認可外保育施設	0	0	0	0	0
	合計	0	0	0	0	0
②-①過不足		0	0	0	0	0

単位：人

< 2号認定 (保) >		令和 7年度	令和 8年度	令和 9年度	令和 10年度	令和 11年度
① 需要量 (量の見込み)		15	15	10	13	8
②供給量 (確保方策)	特定教育・保育施設	0	0	0	0	0
	特定地域型保育事業	0	0	0	0	0
	確認を受けない幼稚園	0	0	0	0	0
	認可外保育施設	0	0	0	0	0
	合計	0	0	0	0	0
②-①過不足		▲ 15	▲ 15	▲ 10	▲ 13	▲ 8

単位：人

< 3号認定（0歳） >		令和 7年度	令和 8年度	令和 9年度	令和 10年度	令和 11年度
① 需要量（量の見込み）		3	3	3	3	3
②供給量 （確保方策）	特定教育・保育施設	0	0	0	0	0
	特定地域型保育事業	9	9	9	9	9
	確認を受けない幼稚園	0	0	0	0	0
	認可外保育施設	0	0	0	0	0
	合計	9	9	9	9	9
②－①過不足		6	6	6	6	6

単位：人

< 3号認定（1歳） >		令和 7年度	令和 8年度	令和 9年度	令和 10年度	令和 11年度
① 需要量（量の見込み）		2	6	6	6	6
②供給量 （確保方策）	特定教育・保育施設	0	0	0	0	0
	特定地域型保育事業	14	14	14	14	14
	確認を受けない幼稚園	0	0	0	0	0
	認可外保育施設	0	0	0	0	0
	合計	14	14	14	14	14
②－①過不足		12	8	8	8	8

単位：人

< 3号認定（2歳） >		令和 7年度	令和 8年度	令和 9年度	令和 10年度	令和 11年度
① 需要量（量の見込み）		11	2	6	6	6
②供給量 （確保方策）	特定教育・保育施設	0	0	0	0	0
	特定地域型保育事業	14	14	14	14	14
	確認を受けない幼稚園	0	0	0	0	0
	認可外保育施設	0	0	0	0	0
	合計	14	14	14	14	14
②－①過不足		3	12	8	8	8

⑥ 広域調整

単位：人

		令和 7年度	令和 8年度	令和 9年度	令和 10年度	令和 11年度
①需要量 (量の見み)	1号認定	9	9	9	9	9
	2号認定(幼)	▲ 33	▲ 33	▲ 33	▲ 33	▲ 33
	2号認定(保)	3	3	3	3	3
	3号認定(0歳)	1	1	1	1	1
	3号認定(1歳)	▲ 6	▲ 6	▲ 6	▲ 6	▲ 6
	3号認定(2歳)	11	11	11	11	11
	合計	▲ 15	▲ 15	▲ 15	▲ 15	▲ 15

(3) 地域子ども・子育て支援事業

①時間外保育事業

【事業概要】

保育認定を受けた子どもについて、保育所や認定こども園等で通常保育の時間を超えて保育を行う事業です。

【量の見込みの算出方法】

令和5年度における時間外保育事業の利用率を2・3号認定の推計児童数に乗じることにより、年間の利用児童数を算出して量の見込みとします。

【確保方策】

東部区域及び西部区域において、供給量が不足する見込みですが、保護者の就労状況等、各家庭の状況に合わせた利用ができるよう、園と連携しながら利用ニーズに応じた供給体制の確保に努めます。

単位：か所

		令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
市域全域	①需要量（量の見込み）	2,182	2,094	2,035	1,966	1,923
	②供給量（確保方策）	2,232	2,232	2,232	2,232	2,232
	②-①過不足	50	138	197	266	309
東部	①需要量（量の見込み）	712	697	677	659	643
	②供給量（確保方策）	665	665	665	665	665
	②-①過不足	▲47	▲32	▲12	6	22
西部	①需要量（量の見込み）	1,168	1,122	1,092	1,055	1,036
	②供給量（確保方策）	1,082	1,082	1,082	1,082	1,082
	②-①過不足	▲86	▲40	▲10	27	46
南部	①需要量（量の見込み）	302	275	266	252	244
	②供給量（確保方策）	485	485	485	485	485
	②-①過不足	183	210	219	233	241
北部	①需要量（量の見込み）	0	0	0	0	0
	②供給量（確保方策）	0	0	0	0	0
	②-①過不足	0	0	0	0	0

②一時預かり事業

【事業概要】

幼稚園型は、幼稚園及び認定こども園において、通常の教育時間の前後や長期休業期間中等に、保護者の要請に応じて一時的に預かり、必要な保育を行う事業です。

幼稚園型以外は、在園時以外の子どもについて、保護者の就労や疾病時、育児疲れ解消等の理由で家庭での保育が困難な場合等に、保育所等において一時的に預かり、必要な保育を行う事業です。

i) 一時預かり事業（幼稚園型）

【量の見込みの算出方法】

令和6年度に施設に対して実施した利用状況調査に基づく幼稚園及び認定こども園の幼稚園型一時預かり事業の利用実績を基に、年間の利用児童数を算出して量の見込みとします。

【確保方策】

現在の体制で供給できる見込みであり、園との連携を図りながら、引き続き利用ニーズに応じた供給体制を確保します。

単位：人日

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
①需要量（量の見込み）	48,394	46,286	43,548	42,156	41,415
②供給量（確保方策）	48,394	46,286	43,548	42,156	41,415
②－①過不足	0	0	0	0	0

ii) 一時預かり事業（幼稚園型以外）

【量の見込みの算出方法】

令和5年度の利用実績を基に、年間の利用児童数を算出して量の見込みとします。

【確保方策】

現在の体制で供給できる見込みであり、引き続き利用ニーズに応じた供給体制を確保します。

単位：人日

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
①需要量（量の見込み）	5,744	5,529	5,376	5,198	5,076
②供給量（確保方策）	6,394	6,394	6,394	6,394	6,394
②－①過不足	650	865	1,018	1,196	1,318

③放課後児童健全育成事業

【事業概要】

保護者が労働等により昼間家庭にいない小学校に就学している児童に対し、授業の終了後に小学校の余裕教室等を利用して適切な遊び及び生活の場を与えて、児童の健全な育成を図る事業です。

【量の見込みの算出方法】

国通知で示された考え方にに基づき、小学校1年生から6年生までの各学年ごとの区分の量の見込みとします。算出の方法は、教育委員会が算定した推計児童数に、平成27年度から令和6年度までの平均入会率を乗じた児童数とします。

※推計児童数、平均入会率共に、各学校学年ごとに算出しています。

【確保方策】

供給量については、待機児童の解消を目指すため、量の見込みと同数としています。また、小学校ごとに待機状況が大きく異なるため、需要量に合わせて、クラブ数及び定数の増減で対応していくこととしています。

単位：人

	令和 7年度	令和 8年度	令和 9年度	令和 10年度	令和 11年度
①需要量（量の見込み）	3,666	3,539	3,364	3,276	3,151
低学年	3,168	3,063	2,884	2,816	2,705
1年生	1,207	1,152	1,074	1,098	1,024
2年生	1,149	1,084	1,031	971	987
3年生	812	827	779	747	694
高学年	498	476	480	460	446
4年生	350	328	340	322	306
5年生	102	103	95	98	95
6年生	46	45	45	40	45
②供給量（確保方策）	3,666	3,539	3,364	3,276	3,151
②－①過不足	0	0	0	0	0

④地域子育て支援拠点事業

【事業概要】

地域の身近な施設に、乳幼児及びその保護者が相互の交流を行う場所を開設し、子育てについての相談、情報の提供、助言その他の援助を行う事業です。

【量の見込みの算出方法】

令和元年度実績と令和5年度実績の平均値である 48,708 人日を基準値とします。基準値に事業の対象である0～5歳の各年度の人口推計合計数と令和6年度の0～5歳の人口合計数との比較による減少率と1人あたりの利用回数の伸び率(1.02)を乗じた数字を量の見込みとします。

【確保方策】

令和元年度に14施設で52,031人日受け入れすることができたことから、現在の16施設で余裕をもって受け入れ可能です。そのため、施設数は現有の16か所とし、これらの施設の利用促進を図ります。

単位：人日，か所

	令和 7年度	令和 8年度	令和 9年度	令和 10年度	令和 11年度
①需要量（量の見込み）	47,951	48,130	48,733	48,421	48,732
②供給量（確保方策）	52,031	52,031	52,031	52,031	52,031
2-①過不足	4,080	3,901	3,298	3,610	3,299
施設数	16	16	16	16	16

⑤病児保育事業

【事業概要】

この事業には病児対応型、病後児対応型、体調不良児対応型があります。

病児対応型は、病中の子どもを仕事等の都合のために家庭で保育できない保護者に代わって、医療機関等に併設された施設で保育士と看護師が医師と連携をはかりながら、一時的に保育するものです。

病後児対応型は、病気の回復期にある子どもに対して病児対応型と同じく保育するものです。

本市では、病児対応型と病後児対応型については施設型で実施しています。

体調不良児対応型は、保育中の体調不良児について、一時的に預かるほか、保育所及び認定こども園等の入所児に対する保健的な対応や地域の子育て家庭や妊産婦等に対する相談支援を実施する事業です。

i) 施設型

【量の見込みの算出方法】

令和元年度と5年度の実績の平均である2,177人日を基準値とします。ニーズ調査による利用希望21.9%を事業の広報強化等により、令和11年度までに25.0%(4.1%増)に上げることを見込み、基準値に各年度の推計人口に利用希望増を乗じた数を加えたものを量の見込みとします。

【確保方策】

新型コロナウイルス感染症の影響が少ない令和元年度と令和5年度の各施設の稼働率の平均により算出しています。また、複数の感染症が流行する時期は、現在の5施設ではお断り数が増加する現状であることから、1施設増を図ります。

単位：人日

	令和 7年度	令和 8年度	令和 9年度	令和 10年度	令和 11年度
①需要量（量の見込み）	2,367	2,544	2,706	2,876	2,856
②供給量（確保方策）	2,722	2,722	2,722	3,424	3,424
②－①過不足	355	178	16	548	568
施設数	5	5	5	6	6

ii) 体調不良児対応型

【量の見込みの算出方法】

令和5年度の利用率に基づき、利用児童数を算出して量の見込みとします。

【確保方策】

現在の体制で供給できる見込みであり、引き続き利用ニーズに応じた供給体制を確保します。

単位：人日

	令和 7年度	令和 8年度	令和 9年度	令和 10年度	令和 11年度
①需要量（量の見込み）	9,206	8,861	8,615	8,331	8,134
②供給量（確保方策）	9,206	8,861	8,615	8,331	8,134
②－①過不足	0	0	0	0	0
施設数	65	65	65	65	65

⑥子育て援助活動支援事業（ファミリー・サポート・センター）

【事業概要】

仕事や家庭の都合等で子育ての手助けをしてほしい「依頼会員」と子育ての手助けができる「援助会員」とが、子育ての助け合いを行う事業です。

【量の見込みの算出方法】

令和元年度から令和5年度実績の平均である2,727人日件を基準値とし、事業の対象である0～12歳の各年度の推計人口と令和6年度の0～12歳の人口合計数との比較による減少率を乗じて量の見込みを算定しています。

【確保方策】

令和5年度に実働した援助会員64人が年間48日（週1日程度）活動することで3,072人日確保できることから、この数値を供給量とします。今後、援助会員の活動人数を増やすことで、1人あたりの活動が減ることとなっても量の見込みに対応することができます。

単位：人日

	令和 7年度	令和 8年度	令和 9年度	令和 10年度	令和 11年度
①需要量（量の見込み）	2,646	2,560	2,476	2,396	2,316
②供給量（確保方策）	3,072	3,072	3,072	3,072	3,072
②－①過不足	426	512	596	676	756

⑦子育て短期支援事業

【事業概要】

保護者の病気等の理由により家庭において養育を受けることが一時的に困難となった児童について、児童養護施設等に入所させ、必要な保護を行う事業です。

ショートステイは、保護者の病気・出産・看護・事故・出張・育児疲れなどで、一時的に子育てが困難な家庭の児童を施設で預かる事業です。

トワイライトステイは、仕事などで恒常的に帰宅が遅い家庭の児童を預かり、食事や生活指導などの援助を行う事業です。

【量の見込みの算出方法】

ショートステイについては、過去5年間の内の最大値（273人日）を基準とし、ショートステイの利用を推進し、また新たな施設と契約を行い、受け入れ先の確保を行うことにより、令和7年から令和11年度は同数を量の見込みとします。

トワイライトステイについては、過去5年間利用実績がないため、令和6年度予算書に基づく推計値（9人日）を基準とし、推計人口変動率をかけて量の見込みを算出しています。

【確保方策】

ショートステイ 供給量については、過去10年の利用実績の最大値（599人日）を参考に（600人日）を供給量とする。現在8施設に事業委託し供給量を確保していますが、安定した供給量確保のため、ファミリーホーム（3施設）を委託先とし、供給体制の充実を図ります。

トワイライト 供給量については、施設の体制上、土日、祝日の対応が困難なため、対応可能な日として、月に20日×12か月＝240日とする。引き続き1施設に事業委託。

単位：人日

		令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
ショートステイ	①需要量（量の見込み）	273	273	273	273	273
	②供給量（確保方策）	600	600	600	600	600
	②－①過不足	327	327	327	327	327
トワイライトステイ	①需要量（量の見込み）	8	8	7	7	7
	②供給量（確保方策）	240	240	240	240	240
	②－①過不足	232	232	233	233	233
合計	①需要量（量の見込み）	281	281	280	280	280
	②供給量（確保方策）	840	840	840	840	840
	②－①過不足	559	559	560	560	560

⑧養育支援訪問事業

【事業概要】

養育支援訪問事業は、養育支援が特に必要な家庭に対して、その居宅を訪問し、養育に関する指導・助言等を行うことにより、家庭での適切な養育の実施を確保する事業です。

子どもを守る地域ネットワーク機能強化事業は、要保護児童対策地域協議会（子どもを守る地域ネットワーク）の機能強化を図るため、調整機関職員やネットワーク構成員（関係機関）の専門性強化と、ネットワーク機関間の連携強化を図る取り組みを実施する事業です。

i) 養育支援訪問事業

【量の見込みの算出方法】

令和元年から5年度の平均値に推計人口変動率を乗算し、量の見込みを算出しています。

【確保方策】

直近の5年間の最大値（426件）での供給が可能です。

社会福祉法人みその児童福祉会に事業委託し必要量を確保します。

単位：人，件

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
児童数（0～11歳）	26,713	25,810	24,951	24,093	23,366
①需要量（量の見込み）	298	288	278	268	260
②供給量（確保方策）	426	426	426	426	426
②－①過不足	128	138	148	158	166
実施体制	訪問支援者 （保健師，助産師，看護師，保育士，児童指導員等） 委託団体等：社会福祉法人みその児童福祉会				

ii) 子どもを守る地域ネットワーク機能強化事業

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
提供体制の確保の内容	要保護児童対策地域協議会（子どもを守る地域ネットワーク）の機能強化を図るため、調整機関職員やネットワーク構成員（関係機関）の専門性強化と、ネットワーク機関間の連携強化を図る取り組み等を実施する。				

⑨子育て世帯訪問支援事業

【事業概要】

家事・子育て等に対して不安や負担を抱える子育て家庭，妊産婦，ヤングケアラー等がいる家庭の居宅を，訪問支援員が訪問し，家庭が抱える不安や悩みを傾聴するとともに，家事・子育て等の支援を行う事業です。

【量の見込みの算出方法】

令和元年から5年度の平均値を基準とし，令和7年度から令和11年度は同数を量の見込みとします。

【確保方策】

直近の5年間の最大値（334件）での供給が可能。

社会福祉法人みその児童福祉会に事業委託し必要量を確保します。

単位：人日

	令和 7年度	令和 8年度	令和 9年度	令和 10年度	令和 11年度
①需要量（量の見込み）	276	276	276	276	276
②供給量（確保方策）	334	334	334	334	334
②－①過不足	58	58	58	58	58

⑩妊婦健康診査

【事業概要】

妊婦の健康の保持及び増進を図るため、妊婦に対する健康診査として、①健康状態の把握、②検査計測、③保健指導を実施するとともに、妊娠期間中の適時に必要に応じた医学的検査を実施する事業です。

【量の見込みの算出方法】

0歳児の推定人口に令和2年度から令和5年度の1人当たり平均健診回数 11.8回を乗算して量の見込みを算出しています。

【確保方策】

高知県の医療機関又は助産所に高知県が広域で委託契約を実施しており、県内の産婦人科医療機関と助産所において健診が受診できる体制を確立していることから、供給量は充足しています。

単位：人，回

		令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
①需要量	人	1,852	1,811	1,775	1,742	1,711
	健診回数	20,927	20,464	20,057	19,684	19,334
②供給量	健診回数	24,498	24,498	24,498	24,498	24,498
②-①過不足		3,571	4,034	4,441	4,814	5,164
提供体制の確保内容		<ul style="list-style-type: none"> ・実施場所及び実施体制：県内の医療機関又は助産所に高知県が広域で委託契約して実施 (実施主体は高知市) ※契約先：高知県医師会/国立病院機構高知病院/高知大学医学部附属病院/あき総合病院/幡多けんみん病院/高知医療センター/助産所等（3か所） ・検査項目：国で定められた検査項目+子宮頸管長測定+細菌培養検査 ・実施時期：原則として妊娠期間中の国基準に定める時期 (受診回数 14回) 				

⑪乳児家庭全戸訪問事業

【事業概要】

生後4か月までの乳児のいる全ての家庭を訪問し、子育て支援に関する情報提供や養育環境等の把握を行う事業です。

【量の見込みの算出方法】

0歳児の推計人口に伴走型支援（出産子育て応援給付金事業）が開始された令和5年度の訪問率97.9%をかけて量の見込みを算出しています。

【確保方策】

本市が委嘱した子育て支援訪問員（保健師・助産師・看護師の有資格者）と、地区担当保健師、母子保健コーディネーターの実施により提供体制は充足しています。本事業が支援の必要な家庭を的確に把握するとともに相談等によりフォローできるよう、定期的なミーティングや研修を行うことで提供体制を維持します。

単位：人

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
①需要量（量の見込み）	1,813	1,772	1,737	1,705	1,675
②供給量（確保方策）	1,793	1,793	1,793	1,793	1,793
②－①過不足	▲20	21	56	88	118
実施体制	子育て支援訪問員 20名，地区担当保健師 14名 実施機関：母子保健課				

⑫利用者支援事業

【事業概要】

こども又はその保護者の身近な場所で、教育・保育施設や地域の子育て支援事業等の情報提供及び必要に応じて相談・助言等を行うとともに、関係機関との連絡調整等を実施する事業です。

事業実施の形態として、子育て家庭に身近な場所で寄り添い型の利用者支援と地域連携を共に実施する「基本型」、主に利用者支援を実施する「特定型」、保健師等の専門職が全ての妊産婦から子育て世帯に対し、母子保健と児童福祉両機能の連携・協働を深めた、虐待への予防的な対応など個々の家庭に応じた支援を実施する「子ども家庭センター型」があります。

【量の見込みの算出方法】

基本型は現在本市では実施されていませんが、地域で子育て家庭が必要な情報を得て子育て支援サービスに円滑につながることができるよう寄り添った支援を行う場や必要な地域資源の開発ができる機能が求められており、1か所新設を図ります。

利用者支援事業の特定型は行政の窓口での実施が想定されており、保育幼稚園課窓口（1か所）で実施しています。

こども家庭センター型は、市内4か所に設置し実施しています。

【確保方策】

基本型は、他自治体での実践も参考とし、日常の親子の見守りもできる地域子育て支援センターに併設する形で1か所開設を図ります。

特定型は、継続して保育幼稚園課窓口で実施しますので、量の見込みと同数とします。

子ども家庭センター型は、母子保健課が、子育て世代包括支援センターとして本課・東部・西部・北部の4か所で実施しています。母子保健コーディネーター9名を各施設に配置し供給（目標）を充足します。

単位：か所（施設数）

		令和 7年度	令和 8年度	令和 9年度	令和 10年度	令和 11年度
①需要量		5	5	6	6	6
②供給量	基本型	0	0	1	1	1
	特定型	1	1	1	1	1
	こども家庭センター型	4	4	4	4	4
②－①過不足		0	0	0	0	0

⑬実費徴収に係る補足給付を行う事業

【事業概要】

i) 日用品・文房具等に要する費用の補助

保護者の世帯所得の状況等を勘案して、特定教育・保育施設等に対して保護者が支払うべき日用品、文房具その他の教育・保育に必要な物品の購入に要する費用又は行事への参加に要する費用等を助成する事業です。

ii) 副食材料費に要する費用の補助

保護者が支払うべき副食費について、国が定める免除対象者について、私学助成の新制度未移行幼稚園・国立大学附属幼稚園を利用する3歳以上児について、副食費を助成する事業です。

【量の見込みの算出方法】

i) 日用品・文房具等に要する費用の補助

令和3年度から令和5年度の3か年実績平均から対象児童数を推計しています。

ii) 副食材料費に要する費用の補助

令和7年度以降の対象施設は高知大学教育学部附属幼稚園のみであり、量の見込みは、令和3年度から令和5年度の3か年実績平均から対象児童数から推計しています。

【確保方策】

いずれの事業も保護者の世帯状況によるものですが、支援が必要なすべての世帯が利用できるよう、園と連携しながら供給体制を確保します。

(12)- i) 実費徴収に係る補足給付を行う事業

単位：人

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
①需要量（量の見込み）	1,791	1,791	1,791	1,791	1,791
②供給量（確保方策）	1,791	1,791	1,791	1,791	1,791
②-①過不足	0	0	0	0	0

(12)- ii) 実費徴収に係る補足給付を行う事業（副食費の免除）

単位：人

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
①需要量（量の見込み）	89	89	89	89	89
②供給量（確保方策）	89	89	89	89	89
②-①過不足	0	0	0	0	0

⑭多様な事業者の参入促進・能力活用事業

【事業概要】

本市では、特別な支援が必要な子どもを受け入れる認定こども園の設置者に対して、必要な費用の一部を補助する事業を実施しています。

【量の見込みの算出方法】

特別な支援が必要と判定された児童の令和5年度実績を基に算出しています。

【確保方策】

対象児童が入所する認定こども園において、加配職員を配置して必要な支援を行うことにより、供給体制を確保します。

単位：か所（施設）

	令和 7年度	令和 8年度	令和 9年度	令和 10年度	令和 11年度
①需要量（量の見込み）	3	3	3	3	3
②供給量（確保方策）	3	3	3	3	3
②－①過不足	0	0	0	0	0

3 保育所等における市町村整備計画

(1) 保育所整備計画

年度	区分	実施・計画数	内 訳	対象施設数	備 考
令和七年度	公 立	0		23	
	私 立	3	老朽改築工事3施設	61	
	合 計	3		84	
令和八年度	公 立	0		23	
	私 立	2	老朽改築工事2施設	61	
	合 計	2		84	
令和九年度	公 立	0		23	
	私 立	2	老朽改築工事2施設	61	
	合 計	2		84	
令和十年度	公 立	0		23	
	私 立	1	老朽改築工事1施設	61	
	合 計	1		84	
令和十一年度	公 立	0		23	
	私 立	0		61	
	合 計	0		84	

(2) 認定こども園整備計画

年度	区分	実施・計画数	内 訳	対象施設数	備 考
令和七年度	公 立	0		0	
	私 立	3	老朽改築工事3施設	24	
	合 計	3		24	
令和八年度	公 立	0		0	
	私 立	2	老朽改築工事2施設	24	
	合 計	2		24	
令和九年度	公 立	0		0	
	私 立	2	老朽改築工事2施設	24	
	合 計	2		24	
令和十年度	公 立	0		0	
	私 立	2	老朽改築工事2施設	24	
	合 計	2		24	
令和十一年度	公 立	0		0	
	私 立	2	老朽改築工事2施設	24	
	合 計	2		24	

※老朽改築工事：建物の耐用年数経過による改築工事

放課後児童対策パッケージ

(1) 放課後児童クラブ

〔市域全域〕

単位：クラブ

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
①需要量（量の見込み）	83	83	83	83	83
②供給量（確保方策）	83	83	83	83	83
②－①過不足	0	0	0	0	0

〔市域全域〕

単位：校

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
①需要量（量の見込み）	35	35	35	35	35
②供給量（確保方策）	35	35	35	35	35
②－①過不足	0	0	0	0	0

(2) 放課後子ども教室

〔市域全域〕

単位：人

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
①需要量（量の見込み）	932	932	932	932	932
②供給量（確保方策）	932	932	932	932	932
②－①過不足	0	0	0	0	0

〔市域全域〕

単位：校

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
①需要量（量の見込み）	41	41	41	41	41
②供給量（確保方策）	41	41	41	41	41
②－①過不足	0	0	0	0	0

(3) 一体的に実施する小学校

〔市域全域〕

単位：校

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
①需要量（量の見込み）	35	35	35	35	35
②供給量（確保方策）	35	35	35	35	35
②－①過不足	0	0	0	0	0

IV 資料編

- 1 高知市子ども・子育て支援会議答申**
- 2 高知市子ども・子育て支援会議委員名簿**
- 3 計画策定経過**
- 4 高知市子ども・子育て支援会議条例**

第3期高知市子ども・子育て支援事業計画

令和7年3月発行

編集・発行：高知市こども未来部こども政策課

〒780-8571 高知県高知市本町五丁目1番45号

TEL 088-803-5067

FAX 088-803-5078